

一般廃棄物処理基本計画

令和4年度(2023)～令和19年度(2037)

令和4年12月

西臼杵広域行政事務組合
(高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町)

【目次】

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画対象区域	4
第4節 計画の対象範囲	4
第5節 計画目標年次	5
第6節 一般廃棄物処理基本計画の見直し、点検、評価	5
第2章 地域の概要	6
第1節 人口動態	6
1. 人口と世帯数	6
2. 年齢別人口構成	7
第2節 産業の動向	8
1. 産業別就業人口	8
2. 産業別事業所数及び従業者数	9
第3節 土地利用状況	10
第4節 将来計画等	11
1. 高千穂町総合計画	11
2. 日之影町総合計画	12
3. 五ヶ瀬町総合計画	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
第1節 ごみ処理の現状と課題	14
1. ごみ処理の実施主体と分別区分	14
2. ごみ処理の流れ	16
3. 収集・運搬体制	17
4. 処理・処分体制	19
5. ごみ処理の実績	20
6. 一般廃棄物処理システム評価	29
7. ごみ処理の課題	32
第2節 ごみ処理行政等の動向	34
1. 国、県の方針及び計画の概要	34
2. 国、県が掲げる数値目標	36
第3節 ごみ排出量及び処理量の見通し	37
1. 将来人口の推計	37
2. ごみ排出量の推計（現状対策時）	38
3. ごみ処理内訳の推計（現状対策時）	39

4.	計画目標年次のごみ処理・処分フロー（現状対策時）	40
5.	計画目標の設定	41
6.	ごみ排出量の推計（排出抑制・再生利用目標達成後）	44
7.	ごみ処理内訳の推計（排出抑制・再生利用の目標達成後）	45
8.	計画目標年次のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）	46
第4節	ごみ処理基本計画	47
1.	基本方針	47
2.	各主体に求められる役割	48
3.	排出抑制・再生利用計画	49
4.	収集・運搬計画	53
5.	中間処理計画	55
6.	最終処分計画	57
7.	その他	58
第4章	生活排水処理基本計画	60
第1節	生活排水処理の現状と課題	60
1.	生活排水の処理体系	60
2.	生活排水処理体制	61
3.	生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績	62
4.	し尿等の収集・処理状況	63
5.	生活排水処理の課題の抽出	67
第2節	生活排水処理行政等の動向	69
1.	国の方針及び計画の概要	69
2.	県の方針及び計画の概要	69
第3節	生活排水処理基本計画の基本方針等	70
1.	基本方針	70
2.	各主体に求められる役割	71
3.	生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見通し	72
第4節	生活排水処理基本計画	74
1.	生活排水の処理計画	74
2.	し尿等の処理計画	76
3.	その他	79

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められています。

また、近年の国際的な動向として、エネルギー、経済成長、気候変動、天然資源の不足等により様々な課題が生じている不安定な社会において、持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}が採択されるなど、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められています。

こうしたなか、国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法など、関係法令の整備が進められてきました。さらに、平成30年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、国内における取り組みとして、「持続可能な社会づくりの統合的な取組」「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」などの項目を掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが定められました。

高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以下、「構成町」という。）で構成する、西臼杵広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）においては、各構成町で策定された総合計画に基づき、環境に配慮した循環型社会を構築するため、住民一人ひとりから事業所、行政に至るまで、一般廃棄物における4R^{※2}の推進や生活環境の向上と環境保全などの取り組みを進めていくことを掲げています。

本組合では、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針として、平成25年4月に一般廃棄物処理基本計画（計画目標：平成25年度～令和4年度）を策定し、構成町と本組合で連携して、ごみ発生量抑制や循環型社会の構築に取り組むとともに、生活排水の適正処理の推進に努めてきたところです。

今回策定する一般廃棄物処理基本計画は、前計画の策定から10年が経過し、計画目標年次を迎えたことから、計画の進捗状況を検証・評価し、一般廃棄物の適正処理はもとより、持続可能な循環型社会の構築と生活環境の保全に向けた取り組みを進めていくため、計画の改定を行うものです。

※1：SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して掲げた、総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

※2：4R：リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動です。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、廃棄物に関して市町村が策定する基本計画として、法体系の中に位置づけられています。本計画は、国の法律・計画、宮崎県の計画、各構成町の総合計画を上位計画とし、一般廃棄物処理に関する具体的な施策の方向性を示すものです。

本計画と他計画の関係図を図1-2-1に示します。また、本計画に関係法令の概要を表1-2-1に示します。

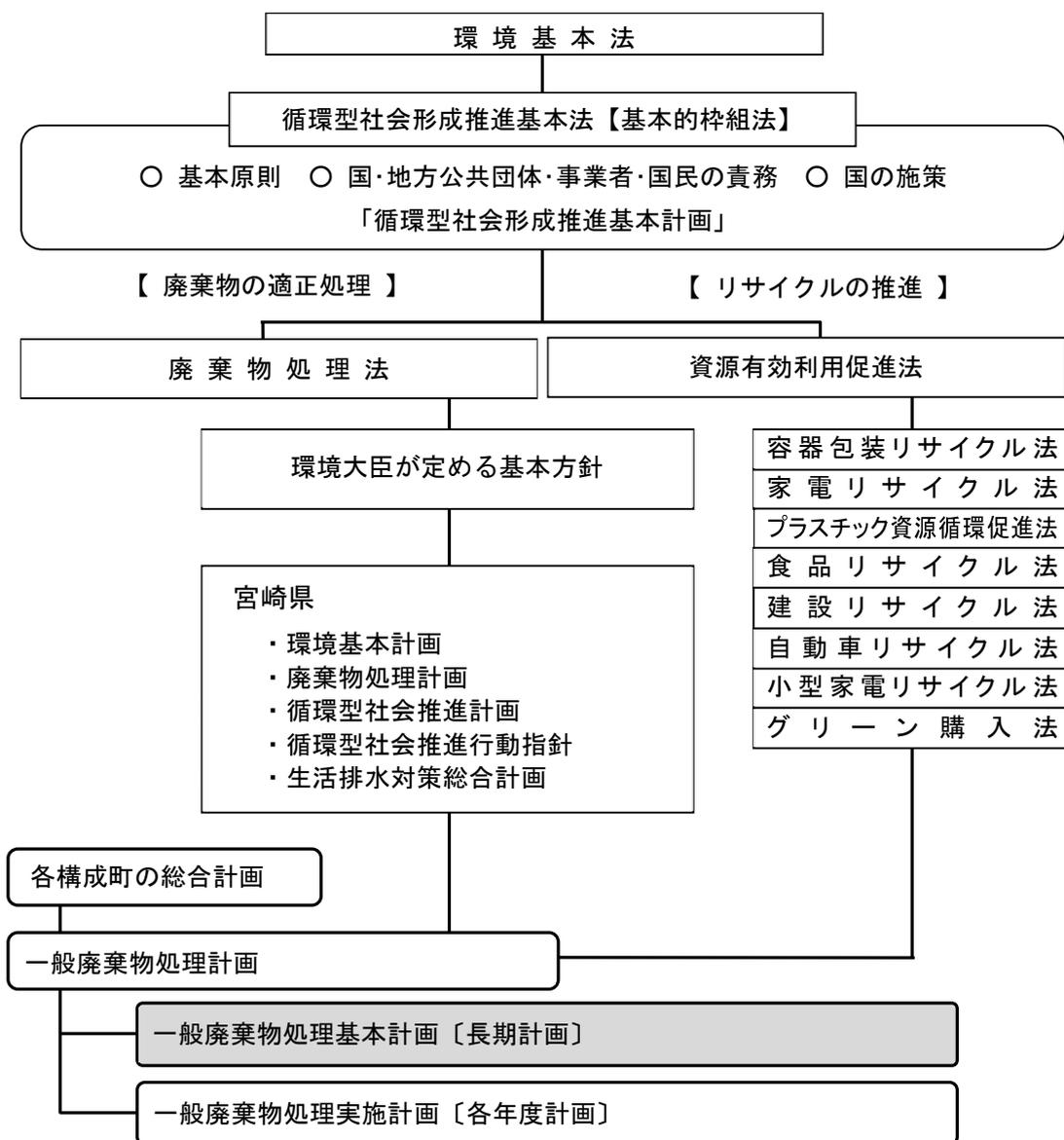


図1-2-1 計画の位置付け

表 1-2-1 関連法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概要
環境基本法	平成5年度 (令和3年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (令和元年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成26年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)	令和3年度	プラスチック使用製品の廃棄物に係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び町資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成29年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (令和元年度改正)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (令和3年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (令和元年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (令和3年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

第3節 計画対象区域

本計画の対象とする地域は、西臼杵郡全域となる構成町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）における行政区域とします。

第4節 計画の対象範囲

本計画で対象とする廃棄物は、西臼杵郡全域となる構成町で排出される一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物を除く「ごみ」及び「生活排水（し尿等）」とします。

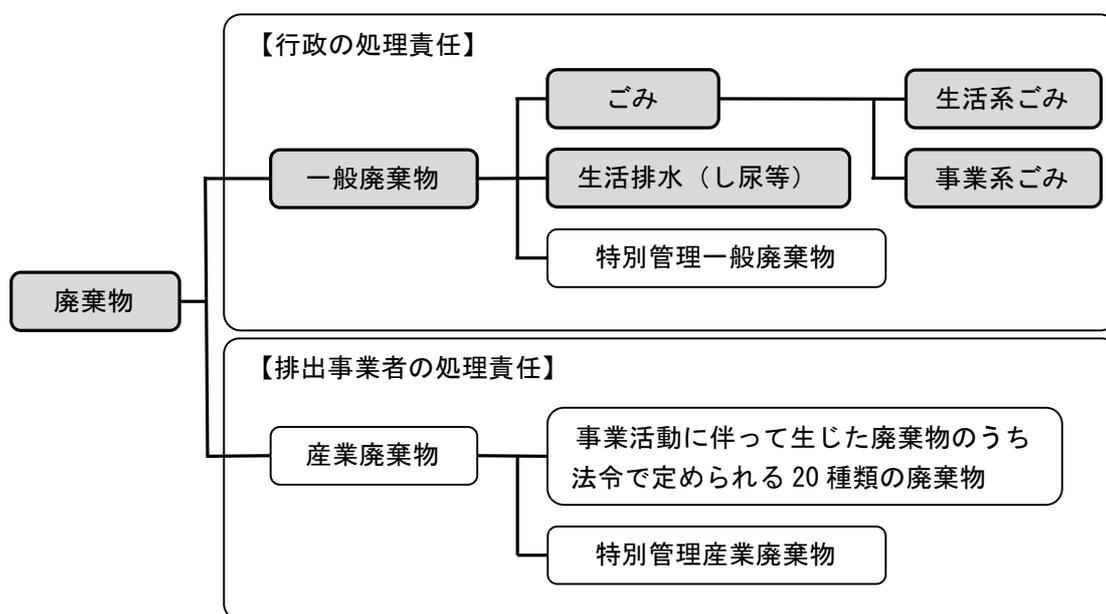


図 1-4-1 計画対象範囲となる廃棄物

第5節 計画目標年次

本計画は、令和4年度を計画改定年とし、令和5年度から15年間を計画期間として、令和19年度を計画目標年次とします。また、計画改定年から5年後の令和9年度、及び10年後の令和14年度を中間目標年次とします。

表 1-5-1 計画期間及び計画目標年次

年度	平成25	…	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	
前計画			前計画の計画期間 (平成25～令和4年度)																				
本計画						計画策定				中間目標					中間目標							計画目標	
						← 計画期間 (15年間) →																	

第6節 一般廃棄物処理基本計画の見直し、点検、評価

本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDC Aサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図ります。本計画は概ね5年ごとに見直しを行うほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

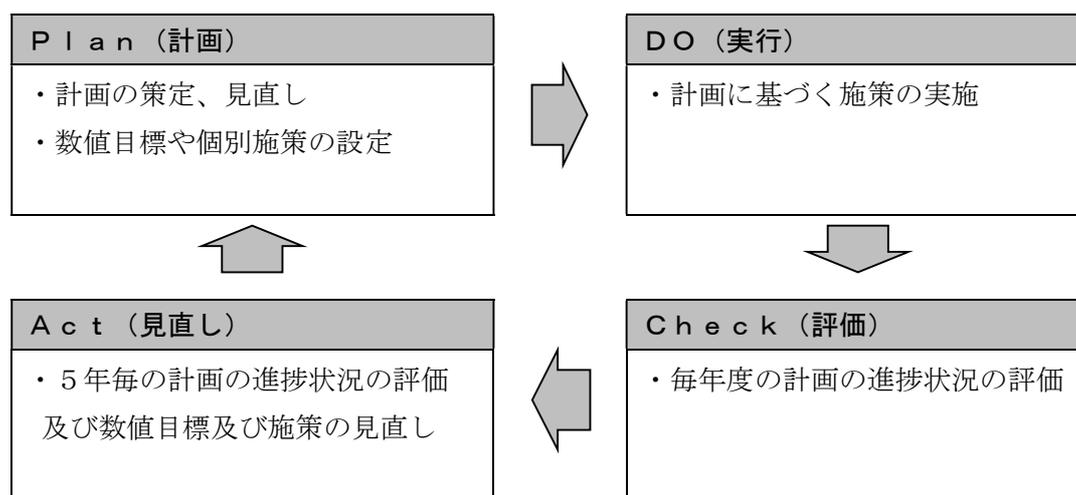


図 1-6-1 計画のプロセス

第2章 地域の概要

第1節 人口動態

1. 人口と世帯数

西臼杵郡における、各構成町の人口及び世帯数をつぎに示します。

人口、世帯数は減少傾向にあり、令和3年度では人口18,928人、世帯数7,192世帯となっています。なお、1世帯当たりの人数は、令和3年度で1世帯当たり約2.6人となっています。

表 2-1-1 人口と世帯数

年度	西臼杵郡		高千穂町		日之影町		五ヶ瀬町	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成24	22,716	7,713	13,647	4,768	4,577	1,597	4,492	1,348
平成25	22,278	7,665	13,430	4,753	4,486	1,584	4,362	1,328
平成26	21,945	7,641	13,263	4,772	4,407	1,556	4,275	1,313
平成27	21,400	7,448	12,977	4,678	4,253	1,493	4,170	1,277
平成28	21,109	7,417	12,811	4,647	4,197	1,491	4,101	1,279
平成29	20,647	7,370	12,581	4,606	4,058	1,492	4,008	1,272
平成30	20,305	7,328	12,427	4,576	4,058	1,488	3,820	1,264
令和元	19,873	7,266	12,181	4,554	3,963	1,468	3,729	1,244
令和2	19,392	7,246	11,898	4,519	3,874	1,493	3,620	1,234
令和3	18,928	7,192	11,676	4,508	3,754	1,462	3,498	1,222

資料) 人口：住民基本台帳〔各年度10月1日現在〕、世帯数：国勢調査及び推計値〔各年度10月1日現在〕

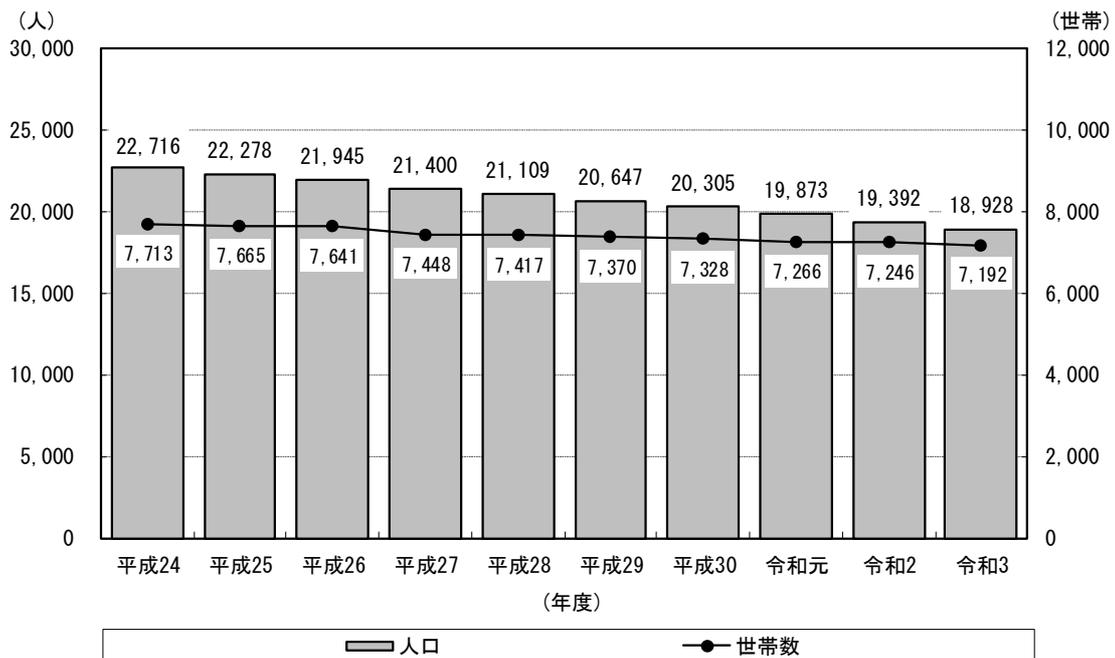
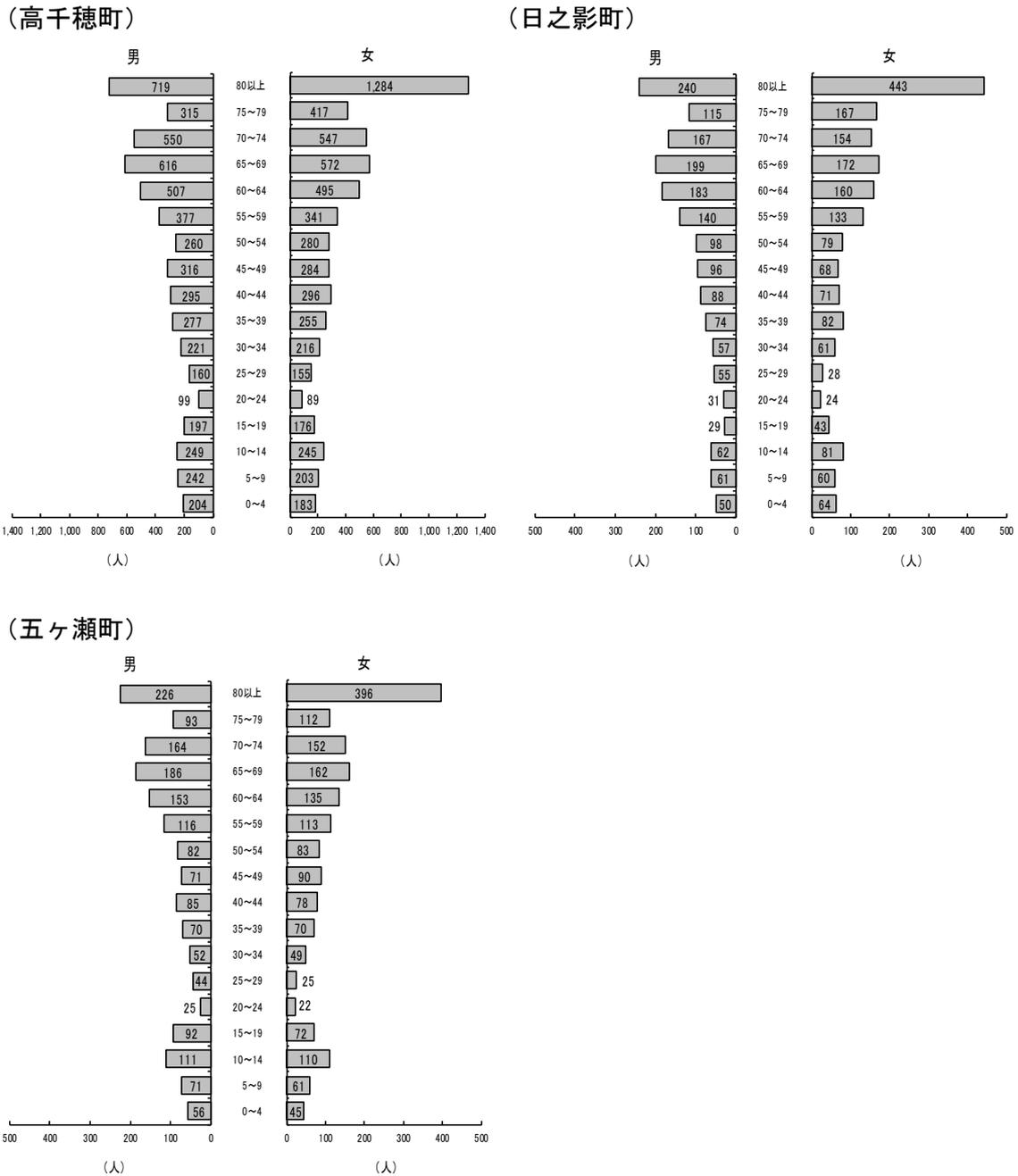


図 2-1-1 人口と世帯数の推移

2. 年齢別人口構成

西臼杵郡における、各構成町の年齢別人口構成は、いずれも少子高齢化の傾向にあり、老年人口（65歳以上）が全体の40%以上（高千穂町：43%、日之影町：46%、五ヶ瀬町：43%）を占めており、75歳以上は人口の20%以上（高千穂町：24%、日之影町：27%、五ヶ瀬町：24%）を占めています。



資料) 国勢調査 (令和2年)

図 2-1-2 年齢別人口構成

第2節 産業の動向

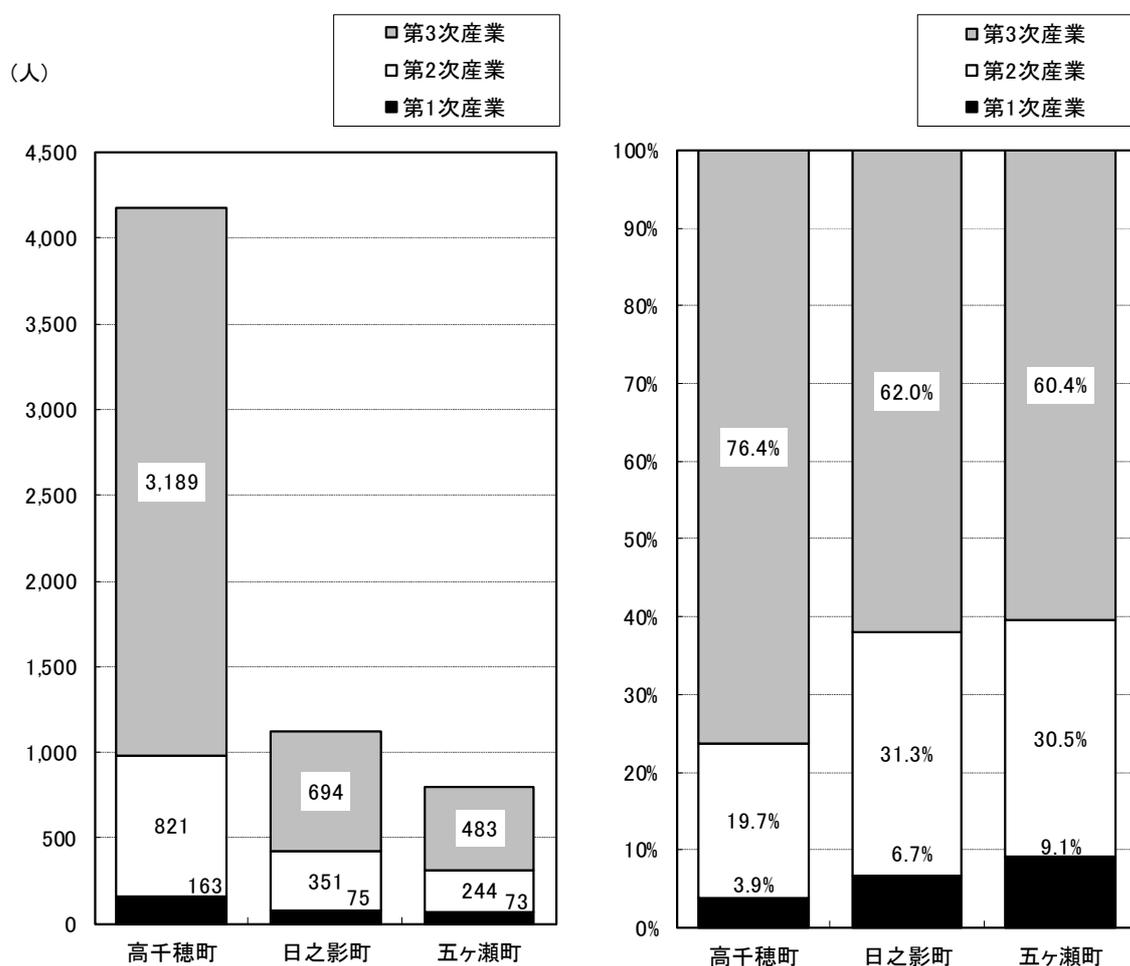
1. 産業別就業人口

西臼杵郡における、各構成町の産業別就業人口をつぎに示します。

高千穂町における就業者人口が最も多く、就業者人口の約76%は第3次産業の就業者となっており、約4%は第1次産業の就業者となっています。

日之影町における就業者人口の約62%は第3次産業の就業者となっており、約7%は第1次産業の就業者となっています。

五ヶ瀬町における就業者人口の約60%は第3次産業の就業者となっており、約9%は第1次産業の就業者となっています。



資料：令和3年経済センサス(活動調査)

図 2-2-1 産業別就業人口

2. 産業別事業所数及び従業者数

西臼杵郡における、各構成町の産業別事業所数及び従業者数をつぎに示します。

高千穂町における事業所数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに宿泊業、飲食サービス業となっています。従業者数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに医療、福祉となっています。

日之影町における事業所数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに宿泊業、飲食サービス業となっています。従業者数は医療、福祉が最も多く、つぎに製造業となっています。

五ヶ瀬町における事業所数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに建設業となっています。従業者数は卸売業、小売業が最も多く、つぎに建設業となっています。

表 2-2-1 産業別事業所数及び従業者数

	高千穂町		日之影町		五ヶ瀬町	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農業、林業、漁業	26	163	10	75	12	73
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	75	635	21	161	24	138
製造業	33	186	22	190	11	106
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	2	29	—	—
情報通信業	6	9	—	—	1	5
運輸業、郵便業	10	139	4	68	3	11
卸売業、小売業	188	947	46	170	34	144
金融業、保険業	6	61	—	—	1	6
不動産業、物品賃貸業	26	54	1	33	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	25	108	1	14	1	1
宿泊業、飲食サービス業	117	529	26	67	19	76
生活関連サービス業、娯楽業	53	181	10	33	16	44
教育、学習支援業	8	53	1	2	—	—
医療、福祉	47	728	11	233	10	132
複合サービス事業	8	111	4	17	4	17
サービス業(他に分類されないもの)	55	269	9	28	14	47
合 計	683	4,173	168	1,120	150	800

資料：令和3年経済センサス(活動調査)

第3節 土地利用状況

西白杵郡は自然豊かな山林が地域の多くを占めており、各構成町の民有地面積は山林が高千穂町で6割、日之影町は9割、五ヶ瀬町では7割を占め、田畑の耕地を中心に大小多数の集落が形成されています。

表 2-3-1 民有地面積

		田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
高千穂町	面積 (ha)	977	701	299	3,913	68	564
	割合 (%)	15.0%	10.7%	4.6%	60.0%	1.0%	8.6%
		田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
日之影町	面積 (ha)	457	273	108	12,686	27	261
	割合 (%)	3.3%	2.0%	0.8%	91.8%	0.2%	1.9%
		田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
五ヶ瀬町	面積 (ha)	409	362	86	3,126	21	457
	割合 (%)	9.2%	8.1%	1.9%	70.1%	0.5%	10.2%

資料：町統計資料（令和2年1月1日現在）

第4節 将来計画等

1. 高千穂町総合計画

高千穂町では、令和3年3月に「第6次高千穂町総合長期計画」（令和3年度～令和12年度）を策定しています。

■将来像

世界に誇る地域資源を活かし 豊かでみんなが輝くまち 高千穂

■基本目標

- ① 地域の資源を活かした活力のあるまちづくり
- ② 健やかに暮らせる支え合いのまちづくり
- ③ 豊かな人間性を育むまちづくり
- ④ 安全かつ快適な暮らしやすいまちづくり
- ⑤ 町民と行政の協働による持続可能なまちづくり

■廃棄物行政に関する施策

- 基本方針
生活環境や自然環境の保全を図るとともに、環境美化と循環型社会の構築を目指し、生活排水、し尿及び廃棄物の適正な処理を推進します。
- 具体的施策
(廃棄物の適正な処理)
 - ・ ごみ処理について、委託先の西臼杵広域行政事務組合と連携を取りながら、ごみの分別、収集方法の周知徹底を図り、適正なごみ処理を推進します。
 - ・ ごみの減量化やごみ処理経費の削減に向けて、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動の推進を図ります。
 - ・ 不法投棄の防止に向けて、巡回パトロールや啓発活動を行い、悪質な事例については警察と連携し、解決を図ります。(生活排水、し尿の適正な処理)
 - ・ 公共下水道事業及び西臼杵広域行政事務組合との連携により、生活排水、し尿の適正な処理を進めます。
 - ・ 下水道の計画区域外については、地域の実情に応じながら単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、設置を促進し、効果的な生活排水処理及び水質汚濁防止を推進します。
 - ・ 河川の水質調査を実施し、水質汚濁防止と河川の環境保全を図ります。
 - ・ 老朽化するし尿処理場の中間施設のあり方について、広域的に検討していきます。

図2-4-1 第6次高千穂町総合長期計画の概要

2. 日之影町総合計画

日之影町では、平成 27 年 3 月に「第 5 次日之影町長期総合計画」（平成 27 年度～令和 6 年度）」を策定しています。

■将来像

住む喜びを実感し 笑顔あふれる 光さすまち 日之影

■基本目標

① 健やかに暮らせる	⑤ 便利で住みやすい
② まちが人を育てる	⑥ <u>自然とともにある</u>
③ 安全が確保される	⑦ 参画と協働が進む
④ 活力があふれ出る	

■廃棄物行政に関する施策

- 基本方針（施策の方向性）
循環型社会のさらなる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上、し尿の適正処理、環境美化等を推進するとともに、新エネルギーの導入を促進します。
- 具体的施策
(低炭素社会実現の取組)
新エネルギー導入推進協議会を中心に、新たなエネルギーの利活用法についての調査研究を推進します。
(新エネルギーの導入)
町内で導入可能な新エネルギーについて調査し、太陽光や風力、木質バイオマス等の活用による新エネルギーの導入に努めます。
(ごみ処理の充実)
ごみ量に合わせた収集体制の確立、分別収集、生ごみ処理、リサイクルシステムの確立により、ごみの減量化、再資源化を図ります。
(環境美化・再資源化の啓発活動の推進)
町民の美化意識の向上と、ごみ排出量の減量、生活排水改善対策等の啓発活動を推進していきます。
(合併浄化槽の普及事業を推進)
合併浄化槽の普及事業を推進していくとともに、適切な維持管理などの指導を行っていきます。
(大人地区農業集落排水施設)
平成 12 年からの運用開始後 15 年が経過し施設の老朽化が問題となっており、今後は、補助事業による施設のメンテナンスを進め施設の長寿命化を図ります。

図 2-4-2 第 5 次日之影町長期総合計画の概要

3. 五ヶ瀬町総合計画

五ヶ瀬町では、令和3年3月に「第6次五ヶ瀬町総合計画」（令和3年度～令和12年度）」を策定しています。

■将来像

人と「ともに」 地域と「ともに」 自然と「ともに」

■基本目標

① 安心して快適な暮らしを維持する	④ 豊かな人・心を育む
② 魅力・活力を生み出す	⑤ 持続可能なまちづくりを推進する
③ 地域で支えあい、健康で生涯元気に暮らす	

■廃棄物行政に関する施策

○ 基本方針

ごみ処理については、西臼杵広域行政事務組合と連携し、ごみの減量化・再資源化の促進、リサイクル意識の啓発を図ります。また、循環型社会の構築を目指した環境にやさしいまちづくりを推進しながら、住民が自発的に取り組めるごみ減量化の取り組みにつなげていきます。

生活排水処理については、生活排水処理計画の推進を図り、河川浄化・水質保全に努めます。

○ 具体的施策

(適正なごみ処理、生活排水処理の実施)

- ・ 西臼杵広域行政事務組合と連携し、分別収集の徹底や、ごみの適正処理、減量化、再資源化を推進します。
- ・ 保健所や警察と連携し、不法投棄の防止や野焼き対策、違法な廃棄物処理業者の取り締まりを行います。
- ・ 合併処理浄化槽設置事業を推進し、適正な生活排水処理を行い、河川浄化、水質保全に努めます。
- ・ 既存の合併処理浄化槽について、関係機関と連携し、適正な維持管理や老朽化している施設の整備を進めます。

(環境保全・環境美化に向けた啓発の推進)

- ・ 環境保護に関するイベント、研修会や学校教育等を通し、様々な環境問題について、住民や事業所等に対する知識の普及、啓発を進めます。
- ・ 町内一斉清掃を実施し、住民による環境美化活動を行います。
- ・ 地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭、事業所でできる CO₂ 排出削減、省エネ等に関する知識の普及、啓発を行い、地球温暖化対策について住民が自発的に取り組める体制づくりを行います。
- ・ ごみを減らすための「Rではじまる5つの行動“5R”」の啓発を行い、ごみ減量化に向けた住民による自発的な取り組みを促進します。
- ・ 風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーについての教育、啓発を実施し、最先端テクノロジーの活用も検討しながら、再生可能エネルギーの利用促進や環境保全意識の醸成を図ります。

図 2-4-3 第6次五ヶ瀬町総合計画の概要

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ処理の実施主体と分別区分

1) 処理主体

西臼杵郡におけるごみ処理については、収集・運搬及び中間処理、最終処分は、本組合で実施しています。

表 3-1-1 処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系 ごみ	収集ごみ	西臼杵広域 行政事務組合 (委託業者)	西臼杵広域 行政事務組合 〔可燃ごみは 延岡市へ委託処理〕	西臼杵広域 行政事務組合 〔最終処分は 民間業者委託〕
	直接搬入ごみ	排出者		
事業系 ごみ	収集ごみ	西臼杵広域 行政事務組合 (許可業者)		
	直接搬入ごみ	排出者		

2) ごみの分別区分

ごみの分別区分は、つぎに示すように分類されます。

表 3-1-2 ごみの分別区分と排出方法

区 分		排出方法	
生活系ごみ	可燃ごみ (燃えるごみ※)	台所ごみ、紙くず、ゴム類・革類、布類、紙おむつ、「プラスチック製容器」以外のプラスチック製品等は指定袋に入れて排出する。	
	粗大ごみ	指定袋に入らない家具類、じゅうたん、畳、建具等の可燃性粗大ごみ、トタン、自転車、ストーブ、レンジ、ガスコンロ等の不燃性粗大ごみを排出する。	
	古紙類	新聞紙・チラシ、雑誌・本、段ボール、包装紙、空き箱等を紐で十字に縛り排出する。	
	資源ごみ	あきかん類	中身を出して水洗いしたアルミ缶及びスチール缶（一斗缶、塗料缶、スプレー缶、カセットボンベ類を除く）を指定袋に入れて排出する。
		あきびん類	中身を出して水洗いし、キャップを外した空きびん（無色、茶色、他の色にそれぞれの袋で分類）を指定袋に入れて排出する。
		ペットボトル	中身を出して水洗いし、キャップとラベルを外したペットボトルを透明袋（市販等）に入れて排出する。
プラスチック製容器		中身を出して洗浄したプラスチック製容器（ボトル、トレイ、カップ・パック、キャップ・ふた）を透明袋（市販等）に入れて排出する。	
	不燃ごみ (燃えないごみ※)	「あきかん類」「あきびん類」以外の燃えないごみ（ガラス類、陶磁器類、小型家電品、使い捨てライター・カイロ、傘、調理器具等）を指定袋に入れて排出する。	
事業系ごみ		事業に伴って排出されるごみは、生活系ごみの区分と同様に分別して排出する。ただし、段ボール等は排出者が自らの責任において西臼杵衛生センターへ搬入する。	

(受け入れを行っていないごみ)

指定家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、パソコン、農機具、農業用ビニール、ボイラー、農薬、建築廃材、感染性医療廃棄物、タイヤ、ユニエーター（太陽熱温水器）、消火器、バッテリー、ガスボンベなど、リサイクル指定品目、又は処理困難物として指定したごみ

※) 可燃ごみ及び不燃ごみの区分名は、下記のとおり変更します。

	令和4年度まで	令和5年度以降
可燃ごみ	燃えるごみ	燃やすごみ
不燃ごみ	燃えないごみ	燃やさないごみ

2. ごみ処理の流れ

可燃ごみと粗大ごみは、本組合の西臼杵衛生センターごみ処理中継施設（以下、「ごみ処理中継施設」という。）で受け入れています。可燃ごみと切断した可燃性粗大ごみは、ごみ処理中継施設棟でコンテナに圧縮・積込み、延岡市清掃工場に搬出しています。搬出した可燃ごみ等は、延岡市清掃工場のごみ焼却施設で焼却処理を行っています。

資源ごみは、ごみ処理中継施設で選別、圧縮、破碎の処理を行い、選別で生じる不燃性選別残渣等は最終処分しています。また、西臼杵衛生センターストックヤード（以下、「ストックヤード」という。）では、回収した資源物やペットボトル、プラスチック製容器の資源物を一時保管後に資源回収業者に引き渡し、資源化しています。

なお、西臼杵衛生センターから排出される不燃性選別残渣等や延岡市清掃工場から排出される焼却残渣は、民間業者の最終処分場で埋立処分しています。

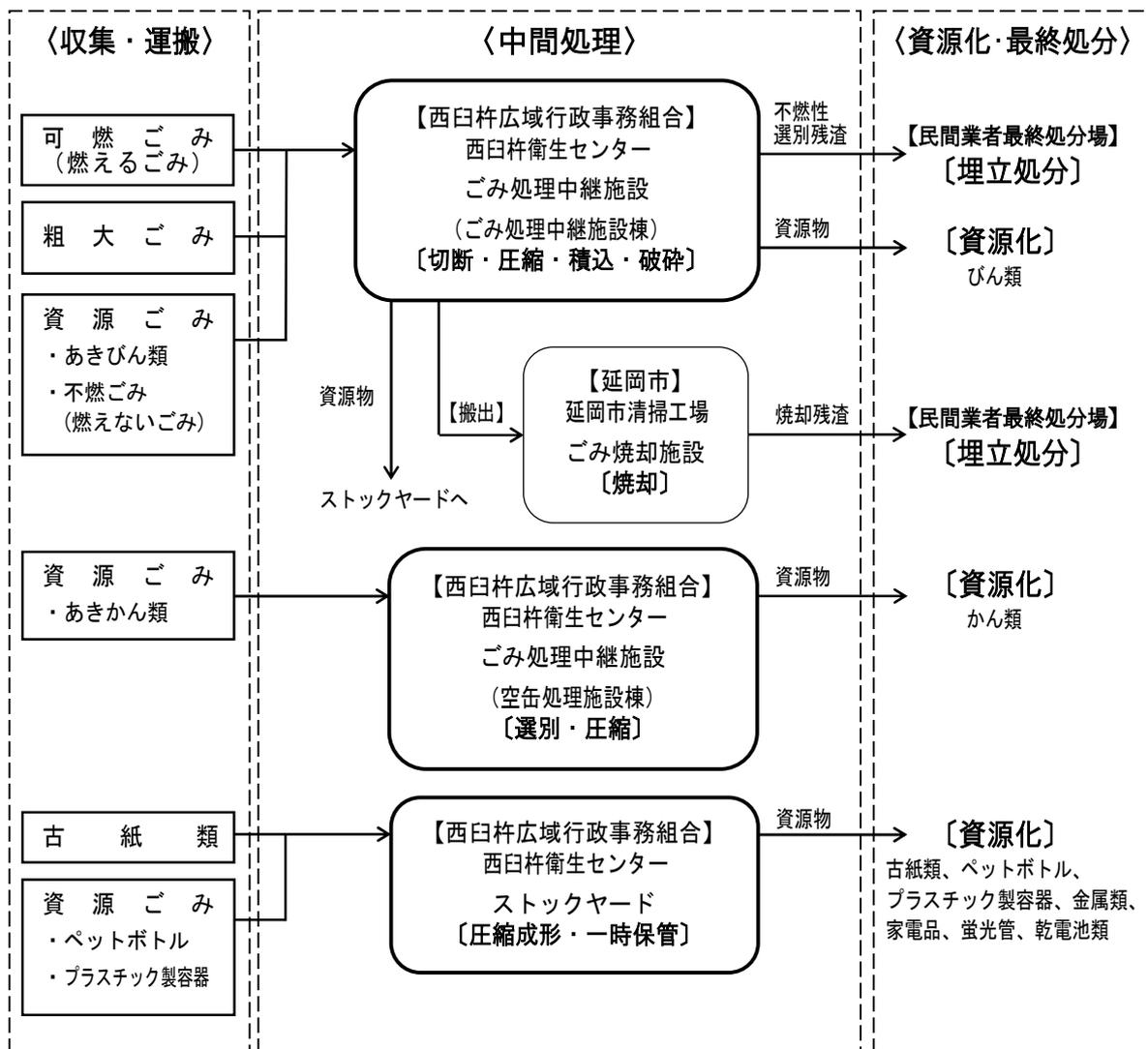


図 3-1-1 ごみ処理体系

3. 収集・運搬体制

1) 収集頻度、排出方法等

家庭から排出される生活系ごみの収集・運搬は、つぎに示すとおり実施しています。なお、事業系ごみは原則ステーション収集方式で、許可業者により収集・運搬が行われています。ただし、市街地において地理的理由等により、一部戸別収集の箇所も存在します。

表 3-1-3 生活系ごみの収集方法

		収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
可燃ごみ（燃えるごみ）		1～2回/週	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		平日	持ち込み	—	—
古紙類		1回/月	ステーション	梱包	委託
資源ごみ	あきかん類	1～2回/月	ステーション	指定袋	委託
	あきびん類	1～2回/月	ステーション	指定袋	委託
	ペットボトル	1～2回/月	ステーション	透明袋（市販）	委託
	プラスチック製容器	1～2回/月	ステーション	透明袋（市販）	委託
	不燃ごみ（燃えないごみ）	1～2回/月	ステーション	指定袋	委託

2) 持ち込みごみについて

本組合の西臼杵衛生センターでは、つぎに示す条件で持ち込みごみの受け入れを行っています。

表 3-1-4 持ち込みごみについて

受入先	西臼杵衛生センター（西臼杵広域行政事務組合）
受付時間	月曜日～金曜日（祝・祭日を除く）の8：30～17：00まで また、原則第1・第3日曜日の9：00～16：30まで（12：00～13：00は休み）
持ち込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみ（燃えるごみ）は、持ち込み専用の指定袋、又は通常の指定袋に入れて持ち込むこと。 ・ 袋に収まらないものは、粗大ごみとして有料で収集する。 ・ その他のごみ（あきかん類、あきびん類、ペットボトル、プラスチック製容器、不燃ごみ（燃えないごみ））は、集積所に出す時と同様に分別し、透明袋に入れて持ち込むこと。 <p>【令和5年4月から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あきかん類、あきびん類、不燃ごみ（燃やさないごみ）は、指定袋での排出とする。 ・ 袋に収まらないものは、粗大ごみとして一部有料で収集する。

3) 収集・処理対象外のごみについて

本組合の西臼杵衛生センターでは、家電リサイクル法の対象品目や資源有効利用促進法の対象品であるパソコン、感染性廃棄物、適正処理困難物及び廃棄物処理法に定める産業廃棄物を収集・処理対象外のごみとして定めています。

表 3-1-5 収集・処理対象外ごみについて

区分・品目	収集及び処理対象外ごみ	排出方法
家電リサイクル法対象品目	テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	排出者が家電量販店でリサイクル料を支払って、リサイクルを依頼する。
資源有効利用促進法対象品	ノート型・デスクトップ型パソコン、ディスプレイ（液晶・ブラウン管）	排出者が製造メーカー等にリサイクル（無償）を依頼する。また、「PCリサイクルマーク」の付いていないパソコンは、「パソコン3R推進協議会」等にリサイクル（有償）を依頼する。
感染性廃棄物	医療関係機関等から生じた廃棄物で、血液が付着したものや注射針等の感染の恐れのあるもの	各医療関係機関で処理業者に引き渡してもらう。
適正処理困難物	農機具、農業用ビニール、ボイラー、農薬、建築廃材、タイヤ、太陽熱温水器、消火器、バッテリー、ガスボンベなど	排出者が販売店、又は処理業者に引き渡してもらう。
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定められる廃棄物	事業者が自ら処理する。（処理業者に引き渡してもらうことを含む）

4. 処理・処分体制

1) 中間処理

中間処理は、本組合が運営管理する西臼杵衛生センターで、ごみの中間処理を行っています。ごみ処理中継施設のごみ処理中継施設棟では、可燃ごみ等をコンテナに圧縮・積込み、コンテナ専用車両で延岡市清掃工場に搬出し、焼却処理を行っています。また、ごみ処理中継施設では、資源ごみの選別、圧縮、破碎の処理を行い、回収した資源物をストックヤードで一時保管を行っています。

表 3-1-6 中間処理施設の概要

施設名称	西臼杵衛生センターごみ処理中継施設	西臼杵衛生センターストックヤード
竣工年月	平成 14 年 12 月	平成 14 年 12 月
処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ、古紙類、資源ごみ	粗大ごみ（不燃性）、古紙類、資源ごみ
処理方式	(ごみ処理中継施設棟) 切断機、コンパクトコンテナ方式、 回転破碎機 (空缶処理施設棟) 磁選機、アルミ選別機、プレス機	圧縮成形、一時保管
処理能力	17 t / 日 (ごみ圧縮機) 1.0 t / 日 (回転破碎機)	0.9 t / 5h (圧縮成型機) プレス製品ストックヤード : 150 m ² びん類ストックヤード : 75 m ² ごみコンテナ : 6.5 t × 3 基
運営主体	西臼杵広域行政事務組合 (構成自治体 : 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	
所在地	宮崎県西臼杵郡日之影町七折 13825	

表 3-1-7 延岡市清掃工場の概要

施設名	延岡市清掃工場 (夢の杜)
竣工年月	平成 21 年 4 月
処理対象物	可燃ごみ、粗大ごみ (可燃性)、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
処理方式	ストーカ式全連続運転
処理能力	218 t / 日 (109 t / 24h × 2 炉)
余熱利用	場内温水、発電 (場内利用)、場外蒸気、発電 (場外利用)
運営主体	延岡市
所在地	宮崎県延岡市長浜町 3 丁目 1954 番地 3

2) 最終処分

可燃ごみ等を処理委託している延岡市清掃工場の焼却処理で生じる焼却残渣やごみ処理中継施設で発生する不燃性選別残渣については、宮崎県内の民間最終処分場に埋立処分を委託しています。なお、焼却残渣については、本組合からの委託した焼却量に応じた焼却残渣を処分しています。

5. ごみ処理の実績

1) ごみ処理・処分フロー

令和3年度のごみ処理・処分フローを図3-1-2に示します。

西臼杵郡におけるごみの総排出量は5,241 tであり、約8割が生活系ごみとなっています。排出されるごみのうち、分別収集や中間処理により回収した総資源化量は927 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は17.7%となっています。

焼却処理等の中間処理によるごみの減量化量は3,693 t（ごみ総排出量の70.5%）であり、焼却残渣や不燃性選別残渣等の埋立処分している最終処分量は621 t（ごみ総排出量の11.8%）となっています。

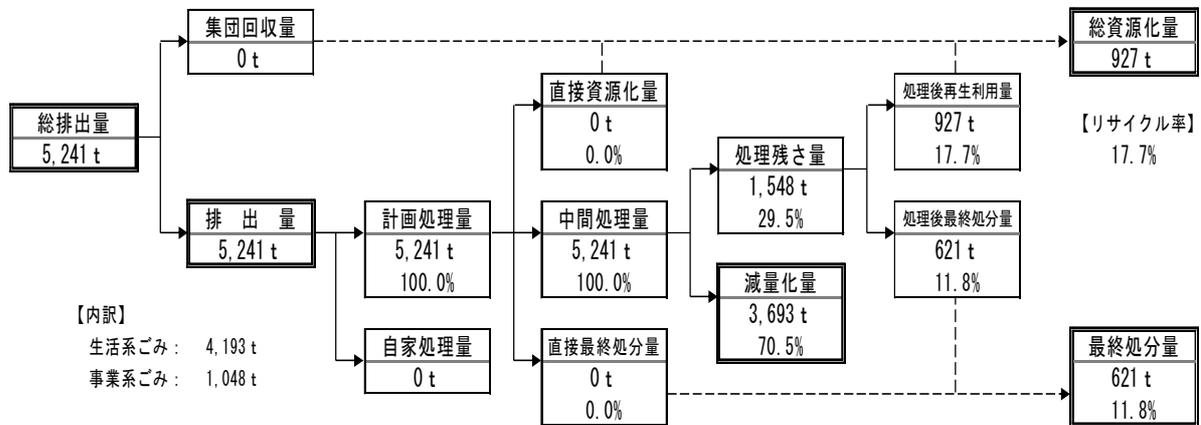


図3-1-2 西臼杵郡におけるごみ処理・処分フロー（令和3年度）

2) ごみの排出状況

過去5年間（平成29年度～令和3年度）のごみ排出量実績を表3-1-8に示します。

表3-1-8 ごみ排出量実績（西臼杵郡）

		単位	年度					
			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
行政区域内人口		人	20,647	20,305	19,873	19,392	18,928	
事業所数		事業所	1,051	1,049	1,047	1,025	1,001	
生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	2,604	2,598	2,581	2,425	2,420
		不燃ごみ	t/年	54	60	58	67	64
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t/年	469	483	505	485	461
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		計	t/年	3,127	3,141	3,144	2,977	2,945
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	829	883	977	973	923
		不燃ごみ	t/年	33	36	39	47	45
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t/年	272	261	280	304	280
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		計	t/年	1,134	1,180	1,296	1,324	1,248
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	652	651	646	606	605
		不燃ごみ	t/年	14	15	14	17	15
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t/年	117	121	127	120	116
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		計	t/年	783	787	787	743	736
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	207	220	245	243	230
		不燃ごみ	t/年	9	9	10	11	12
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t/年	68	66	71	76	70
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		計	t/年	284	295	326	330	312
排出量	生活系ごみ計		t/年	4,261	4,321	4,440	4,301	4,193
	事業系ごみ計		t/年	1,067	1,082	1,113	1,073	1,048
	計(生活系+事業系)		t/年	5,328	5,403	5,553	5,374	5,241
集団回収量		t/年	0	0	0	0	0	
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)		t/年	5,328	5,403	5,553	5,374	5,241	
		g/人・日	707	729	763	759	759	
生活系ごみ1人1日当たり排出量		g/人・日	565	583	610	608	607	
事業系ごみ1日当たり排出量		t/日	2.92	2.96	3.04	2.94	2.87	

※) 行政区域内人口は、住民基本台帳人口（外国人を含む）各年度10月1日現在

※) 生活系ごみ1人1日当たり排出量：(生活系ごみ計)÷(行政区域内人口)÷(年日数)

※) 事業系ごみ1日当たり排出量：(事業系ごみ計)÷(年日数)

令和元年度までは、ごみの排出量は増加傾向にあります。人口の減少が引き続くなか、令和2年度以降には減少に転じています。令和元年度は空き家対策により家財等の廃棄が増加し、また、令和元年度以降には新型コロナウイルス感染症の拡大による日常生活や経済活動への影響が関係している可能性があります。人口の減少に比例してごみの排出量が減少してきています。

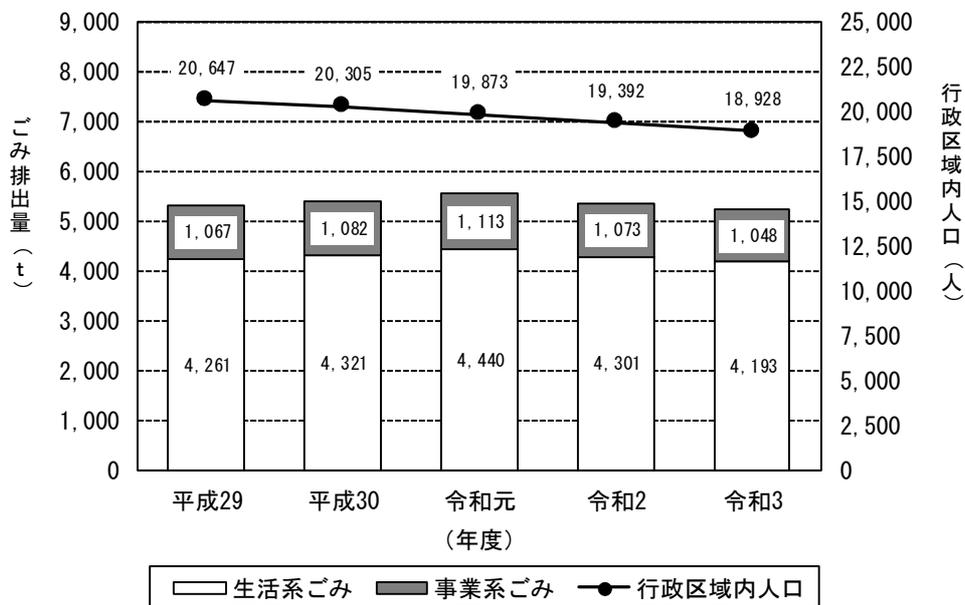
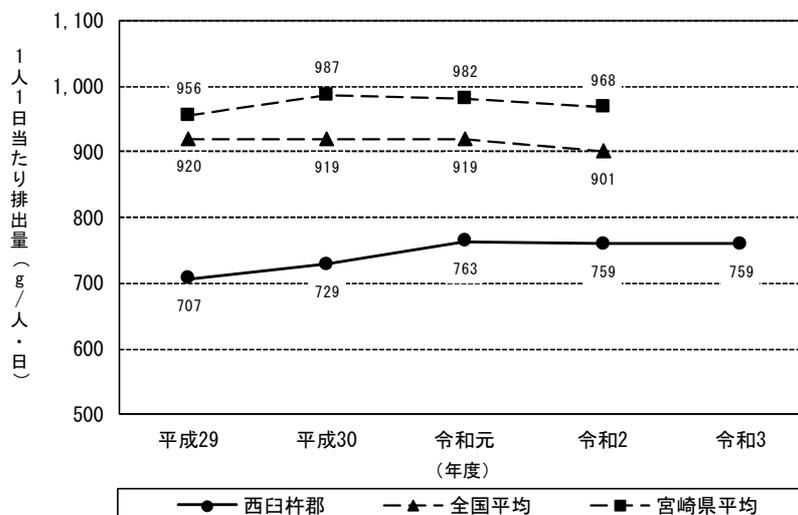


図 3-1-3 人口及びごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量は令和元年度まで増加傾向にあります。令和2年度以降には横ばいに転じており、人口の減少に比例してごみの排出量も減少していることを示しています。なお、1人1日当たりのごみ排出量は宮崎県や全国平均より少ない水準にあります。



※) 全国及び宮崎県の数値は、環境省公表資料（一般廃棄物処理実態調査）を参考にしています。

図 3-1-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

3) ごみ処理・処分の実績

過去5年間（平成29年度～令和3年度）のごみ処理・処分の実績を表3-1-9に示します。

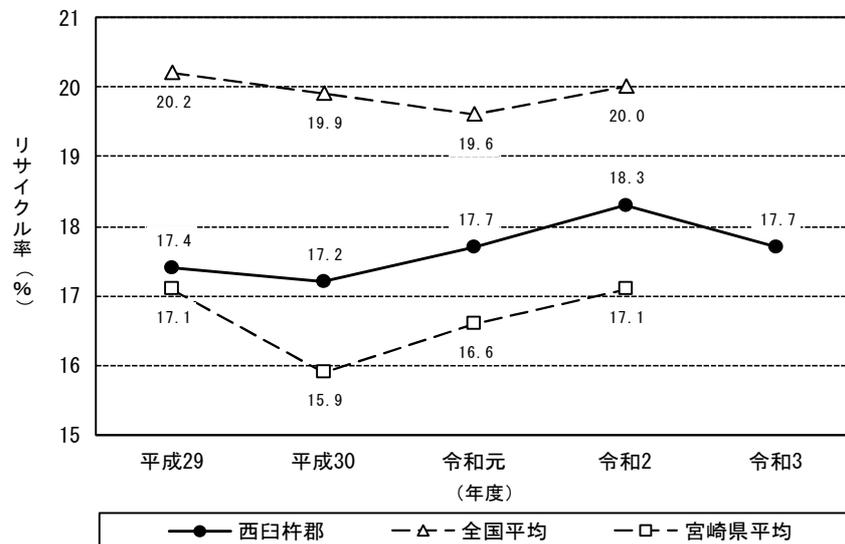
表 3-1-9 ごみ処理・処分実績（西臼杵郡）

		単位	年度				
			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	4,292	4,352	4,449	4,247	4,178
	不燃ごみ	t/年	110	120	121	142	136
	資源ごみ(不燃ごみを除く)	t/年	926	931	983	985	927
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0
	ごみ総排出量	t/年	5,328	5,403	5,553	5,374	5,241
搬入内訳	焼却処理[可燃ごみ分] (焼却)	t/年	4,292	4,352	4,449	4,247	4,178
	資源化施設等	t/年	1,036	1,051	1,104	1,127	1,063
	紙類 (資源化)	t/年	519	479	488	475	467
	紙パック (資源化)	t/年	0	0	0	0	0
	紙製容器包装 (資源化)	t/年	11	10	10	10	10
	金属類 (資源化)	t/年	190	210	249	264	234
	ガラス類 (資源化)	t/年	128	143	147	143	121
	ペットボトル (資源化)	t/年	41	48	48	48	49
	白色トレイ (資源化)	t/年	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック (資源化)	t/年	37	41	41	45	46
	可燃残渣 (焼却)	t/年	18	20	21	20	18
	不燃残渣 (埋立)	t/年	92	100	100	122	118
	直接資源化 (資源化)	t/年	0	0	0	0	0
	直接最終処分 (埋立)	t/年	0	0	0	0	0
	合計	t/年	5,328	5,403	5,553	5,374	5,241
処理内訳	焼却処理	t/年	4,310	4,372	4,470	4,267	4,196
	減量化量	t/年	3,874	3,986	4,058	3,867	3,693
	焼却残渣 (埋立)	t/年	436	386	412	400	503
	資源化	t/年	926	931	983	985	927
	中間処理後資源化	t/年	926	931	983	985	927
	直接資源化	t/年	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	0	0	0	0	0
	最終処分	t/年	528	486	512	522	621
	焼却残渣	t/年	436	386	412	400	503
	不燃残渣	t/年	92	100	100	122	118
直接最終処分	t/年	0	0	0	0	0	
リサイクル率	—	17.4%	17.2%	17.7%	18.3%	17.7%	
最終処分率	—	9.9%	9.0%	9.2%	9.7%	11.8%	

※) リサイクル率：(資源化量)÷(ごみ総排出量)×100%

※) 最終処分率：(最終処分量)÷(ごみ総排出量)×100%

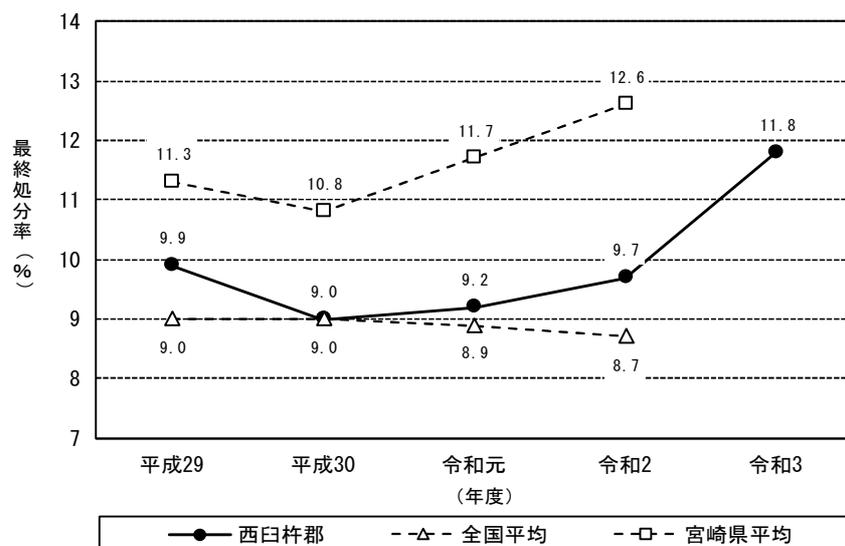
ごみのリサイクル率（ごみの総排出量に対する資源化量の割合）は、約 18%で横ばいに推移しています。なお、リサイクル率は宮崎県平均より高い水準にありますが、全国平均よりは低い水準にあります。



※) 全国及び宮崎県の数値は、環境省公表資料（一般廃棄物処理実態調査）を参考にしています。

図 3-1-5 リサイクル率の推移

ごみの最終処分率（ごみの総排出量に対する最終処分量の割合）は、令和 3 年度で焼却残渣の埋立量が増加し、最終処分率が約 12%まで増加していますが、令和 2 年度までは約 10%で横ばいに推移しています。なお、最終処分率は宮崎県平均より低い水準にありますが、全国平均よりは高い水準にあります。



※) 全国及び宮崎県の数値は、環境省公表資料（一般廃棄物処理実態調査）を参考にしています。

図 3-1-6 最終処分率の推移

4) 排出抑制・資源化の取り組み実績

(1) 資源となるごみの分別収集

家庭や事業所から排出されるごみのうち、資源化対象物とごみの分別収集等の実施状況を表 3-1-10 に示します。

資源化対象物のうち、容器包装リサイクル法の対象品目（アルミ缶・スチール缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装）及び古紙、乾電池、蛍光管、小型家電製品等については、分別収集し資源化しています。

表 3-1-10 資源化対象物と分別収集等の実施状況

品 目		分別収集等の実施状況	
容器包装リサイクル法対象品目	アルミ缶、スチール缶	資源ごみとして分別収集し、資源化	
	ガラスびん		
	ペットボトル		
	プラスチック製の容器包装	白色トレイ	資源ごみとして分別収集し、資源化 (一部のプラスチック製の容器包装を除く)
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装	
紙製の容器包装	飲料用紙パック	資源ごみとして分別収集し、資源化	
	段ボール		
	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製の容器包装		
プラスチック	プラスチック使用製品 (プラスチック製の容器包装を除く)	可燃ごみとして焼却処理	
その他資源化可能な品目	古紙類	資源ごみとして分別収集し、資源化	
	古布類	可燃ごみとして焼却処理	
	バイオマス資源	生ごみ	可燃ごみとして焼却処理 (一部、生ごみ処理機等の利用を推奨)
		廃食用油等	可燃ごみとして焼却処理
		草木類	
	その他	乾電池	資源ごみとして分別収集し、資源化
蛍光管			
小型家電製品等			

(2) 特定家庭用機器のリサイクル

家電リサイクル法の対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）の廃棄に関しては、小売業者や指定取引所への持ち込みにより、家電製品が適正にリサイクルが実施されるよう、関係団体や小売業者と連携して普及啓発を行っています。

(3) パソコンのリサイクル

資源有効利用促進法に基づき、パソコン（デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ）の廃棄に関しては、パソコンメーカーや一般社団法人パソコン 3R 推進協会へ申し込み、パソコンが適正にリサイクルが実施されるよう、関係団体や小売業者と連携して普及啓発を行っています。

(4) マイバッグの普及促進

レジ袋の消費を減らすことにより、ごみの減量だけでなく、プラスチックを原料とするレジ袋を焼却処理することで発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制、レジ袋の原材料となる資源の使用削減やプラスチックごみによる環境被害の防止などを目的として、マイバッグの使用を推進しています。

(5) 家庭用生ごみ処理機器の購入助成

一般家庭から排出される生ごみの減量・再資源化を促進させるため、五ヶ瀬町では平成 30 年度から家庭用生ごみ処理機（電気式）、又は生ごみ堆肥化処理容器の購入助成を行っています。

(6) ごみ袋の有料化

ごみの収集及び持ち込みにあたって、可燃ごみ（燃えるごみ）、不燃ごみ（燃えないごみ）、あきかん類、あきびん類の排出については、有料の指定ごみ袋での排出を導入しています。ごみを出される方に処理費用の一部を負担していただく観点から、適宜料金の見直しを行い、ごみの排出抑制及び分別排出を推進しています。

5) ごみの性状

可燃ごみの種類別組成（令和3年度）は、「紙・布類」の割合が最も多く、全体の44%を占めており、「合成樹脂・皮革類」が28%、「厨芥類」が21%となっています。

表 3-1-11 可燃ごみの性状

採取日	項目	組成分類						3成分			単位容積重量 (kg/m ³)	低位発熱量 (kJ/kg)
		紙・布類	合成樹脂・皮革類	木・竹・ワラ類	厨芥類	不燃物類	その他	水分	灰分	可燃物		
平成29年度	H29.5.22	25.5%	29.2%	0.1%未満	36.1%	6.7%	2.5%	40.9%	8.9%	50.2%	140	8,429
	H29.8.21	53.5%	21.4%	3.1%	22.0%	0.1%未満	0.1%未満	15.0%	11.0%	74.0%	110	13,563
	H29.11.20	10.0%	15.9%	2.9%	69.9%	1.3%	0.1%未満	47.3%	8.2%	44.5%	160	7,194
	H30.2.19	31.4%	38.4%	2.6%	21.7%	5.9%	0.1%未満	50.1%	8.6%	41.3%	130	6,521
	(平均)	30.1%	26.2%	2.9%	37.4%	4.6%	0.1%未満	38.3%	9.2%	52.5%	135	8,927
平成30年度	H30.5.21	38.3%	55.4%	1.0%	3.0%	2.0%	0.3%	13.1%	10.2%	76.7%	60	14,119
	H30.8.20	5.0%	21.4%	3.1%	22.0%	0.1%未満	0.1%未満	15.0%	11.0%	74.0%	110	13,563
	H30.11.16	25.1%	38.2%	0.1%未満	35.2%	1.5%	0.1%未満	64.9%	6.4%	28.7%	140	3,776
	H31.2.19	43.7%	30.3%	1.5%	19.2%	5.3%	0.1%未満	44.4%	8.0%	47.6%	150	7,851
	(平均)	28.0%	36.3%	1.9%	19.9%	2.9%	0.1%未満	34.4%	8.9%	56.8%	115	9,827
令和元年度	R1.5.21	44.2%	36.2%	2.6%	16.8%	0.2%	0.1%	27.2%	10.6%	62.2%	100	11,033
	R1.8.26	46.2%	31.3%	9.9%	12.4%	0.1%	0.1%	20.9%	10.5%	68.6%	70	12,397
	R1.11.19	27.6%	62.0%	1.1%	8.0%	1.1%	0.2%	26.3%	10.4%	63.3%	80	11,263
	R2.2.18	41.6%	24.0%	1.4%	19.8%	13.2%	0.1%	54.1%	10.5%	35.4%	160	5,310
	(平均)	39.9%	38.4%	3.8%	14.3%	3.7%	0.1%	32.1%	10.5%	57.4%	103	10,001
令和2年度	R2.5.25	44.1%	32.6%	0.1%	22.9%	0.4%	0.1%	57.4%	5.6%	37.0%	130	5,528
	R2.8.17	12.9%	19.8%	1.4%	65.4%	0.5%	0.1%	21.0%	16.8%	62.2%	100	11,189
	R2.11.16	24.8%	49.6%	0.9%	22.0%	2.7%	0.1%	49.5%	12.2%	38.3%	120	5,971
	R3.2.15	42.5%	42.5%	4.7%	8.8%	1.5%	0.1%	19.2%	9.1%	71.7%	100	13,024
	(平均)	31.1%	36.1%	1.8%	29.8%	1.3%	0.1%	36.8%	10.9%	52.3%	113	8,928
令和3年度	R3.5.24	46.6%	30.6%	4.7%	16.0%	1.9%	0.2%	42.2%	7.2%	50.6%	130	8,472
	R3.8.16	50.3%	40.7%	1.6%	7.2%	0.1%	0.1%	41.0%	6.8%	52.2%	110	8,803
	R3.11.15	30.0%	19.0%	1.2%	46.7%	3.1%	0.1%	40.2%	11.7%	48.1%	140	8,051
	R4.2.21	50.1%	22.4%	2.7%	14.3%	10.5%	0.1%	25.4%	12.0%	62.6%	140	11,154
	(平均)	44.2%	28.2%	2.6%	21.0%	3.9%	0.1%	37.2%	9.4%	53.4%	130	9,120

分析機関：(株)東洋環境分析センター

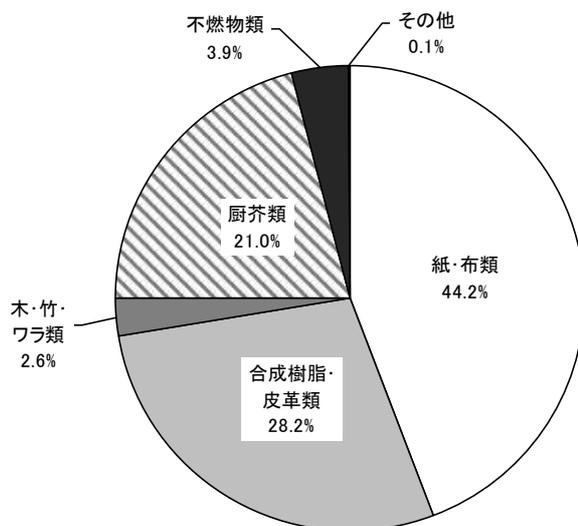


図 3-1-7 可燃ごみの種類別組成割合（令和3年度）

6) ごみ処理に係る経費の実績

ごみ処理に係る経費の実績を表 3-1-12 に示します。なお、令和 3 年度のごみ処理に係る経費は 283,106 千円となっています。

表 3-1-12 ごみ処理に係る経費（西臼杵郡）

(単位：千円)

		年 度						
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	510	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(小計)	510	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	45,411	45,151	45,728	45,687	45,616	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	5,161	5,695	6,310	6,016	6,725	
		中間処理費	14,088	15,571	14,848	12,225	14,036	
		最終処分費	0	0	0	17	20	
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	114,019	114,019	114,668	115,320	116,322	
		中間処理費	75,362	69,546	72,987	81,192	82,454	
		最終処分費	17,287	13,096	14,907	16,118	16,595	
		その他	717	1,448	653	717	1,338	
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	(小計)	272,045	264,526	270,101	277,292	283,106		
その他	0	0	0	0	0			
合 計	272,555	264,526	270,101	277,292	283,106			

6. 一般廃棄物処理システム評価

1) 前計画の目標値との比較による評価

前計画では、令和4年度（最終目標）における、目標値を以下のとおり定めています。

【前計画の目標値】

- 減量化目標 : ごみ総排出量が平成23年度実績（5,506 t）に対して、令和4年度にごみ排出量を5.0%削減し、目標（5,231 t）
- 資源化目標 : リサイクル率が平成23年度実績（18.5%）に対して、令和4年度の目標（20.5%）
- 最終処分目標 : 最終処分率が平成23年度実績（7.0%）に対して、令和4年度の目標（6.5%）

前計画で定めた目標値と令和3年度時点での目標達成状況を示した結果を表3-1-13に示します。

ごみ総排出量は、令和3年度時点では目標が達成できていない状況ですが、令和3年度時点でごみ総排出量を平成23年度実績（5,506 t）に対して4.8%削減できています。リサイクル率及び最終処分率は、前計画の目標値の達成が困難な状況にあります。

表 3-1-13 前計画の目標と令和3年度実績における目標達成状況

指 標	前計画目標 (令和4年度)	実 績 (令和3年度)	目標達成状況※ ¹
ごみ総排出量	5,231 t	5,241 t	△
リサイクル率	20.5 %	17.7 %	×
最終処分率	6.5 %	11.8 %	×

※) 目標達成 (○)、目標達成の見込み (△)、目標未達成 (×)

2) 全国・宮崎県及び県内類似自治体との比較による評価

全国・宮崎県及び県内類似自治体との比較による評価を以下の指標を用いて行います。

【評価指標】

- 1人1日当たりごみ排出量
- リサイクル率
- 最終処分率

全国・宮崎県及び県内類似自治体の値は、環境省公表資料（令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果）を参考に整理し、県内類似自治体については、表3-1-14に示す自治体のうち、人口3千人以上1万2千人未満の自治体である5自治体（高原町、綾町、木城町、都農町、美郷町）を対象とします。比較評価結果を表3-1-15に示します。

表3-1-14 全国・宮崎県及び県内類似自治体の実績値との比較（令和2年度）

自治体名	人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	リサイクル率	最終処分率
宮崎市	401,790	138,606	945	15.3%	12.1%
都城市	163,671	73,597	1,232	21.5%	13.5%
延岡市	121,180	45,729	1,034	12.6%	12.2%
日南市	52,104	23,780	1,250	21.7%	11.0%
小林市	44,739	6,847	419	41.0%	45.8%
日向市	60,241	21,336	970	19.6%	10.4%
串間市	17,786	8,773	1,351	10.6%	9.6%
西都市	29,704	7,233	667	13.7%	12.9%
えびの市	18,806	6,084	886	12.5%	19.0%
三股町	26,043	8,832	929	11.2%	13.7%
高原町	9,147	1,393	417	20.8%	14.3%
国富町	19,108	7,622	1,093	18.8%	9.9%
綾町	7,168	2,173	831	18.8%	3.0%
高鍋町	20,205	5,605	760	10.8%	12.7%
新富町	17,127	5,225	836	13.7%	0.8%
西米良村	1,106	242	599	11.2%	13.6%
木城町	5,088	1,269	683	13.2%	12.9%
川南町	15,529	3,755	662	15.0%	11.9%
都農町	10,480	2,399	627	16.0%	12.3%
門川町	17,854	6,355	975	17.0%	10.9%
諸塚村	1,590	336	579	32.7%	9.5%
椎葉村	2,713	521	526	27.8%	5.8%
美郷町	5,162	1,403	745	21.9%	10.3%
高千穂町	11,898	3,735	860	17.8%	9.7%
日之影町	3,874	903	639	19.5%	9.7%
五ヶ瀬町	3,620	736	557	19.6%	9.9%
西臼杵郡	19,392	5,374	759	18.3%	9.7%
類似自治体平均	—	—	661	18.1%	10.6%
宮崎県平均	—	—	968	17.1%	12.6%
全国平均	—	—	901	20.0%	8.7%

※) 人口は10月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）

※) ごみ総排出量は、集団回収を含む

表 3-1-15 全国・宮崎県及び県内類似自治体の平均値（令和 2 年度）との比較評価結果

指 標	数 値	評 価
1 人 1 日 当 た り ごみ排出量	<u>西臼杵郡平均</u> : 759 g/人・日 類似自治体平均 : 661 g/人・日 宮崎県平均 : 968 g/人・日 全国平均 : 901 g/人・日	1 人 1 日 当 た り ご み 排 出 量 は、 全 国 ・ 宮 崎 県 平 均 より 少 な い 水 準 に あ り ま す が、 類 似 自 治 体 平 均 より 多 い 水 準 に あ り ま す。 人 口 数 の 減 少 に 伴 い、 ご み 排 出 量 は 削 減 さ れ て い ま す が、 1 人 1 日 当 た り の ご み 排 出 量 の 削 減 に 注 目 し、 更 な る ご み の 排 出 抑 制 を 図 る 必 要 が あ り ま す。
リサイクル率	<u>西臼杵郡平均</u> : 18.3% 類似自治体平均 : 18.1% 宮崎県平均 : 17.1% 全国平均 : 20.0%	リサイクル率は、宮崎県平均や類似自治体平均より高い水準にありますが、全国平均より低い水準にあります。分別排出の徹底や排出されるごみからの資源物の回収を推進していくことが必要です。
最終処分率	<u>西臼杵郡平均</u> : 9.7% 類似自治体平均 : 10.6% 宮崎県平均 : 12.6% 全国平均 : 8.7%	最終処分率は、宮崎県平均や類似自治体平均より低い水準にありますが、全国平均より高い水準にあります。ごみ排出量の削減及びリサイクルを推進していくことで、最終処分量の低減を図ることが必要です。

※) 類似自治体とは、県内自治体のうち人口 3 千人以上 1 万 2 千人未満の自治体である 5 自治体（高原町、綾町、木城町、都農町、美郷町）を対象としています。

7. ごみ処理の課題

1) ごみ排出抑制と再資源化に関する課題

(1) ごみ排出抑制の推進

- ・ ごみの排出量は人口の減少に比例して減少してきています。また、1人1日当たりごみ排出量は、全国・宮崎県平均より少ない水準にありますが、過去5ヵ年で707g/人・日から759g/人・日に約7%増加しており、過去の水準と比較して1人1日当たり排出されるごみの排出量は増加しています。
- ・ 自宅兼店舗等も多い地域性から生活系ごみと事業系ごみを明確に分類されることが困難であるものの、生活系ごみは全体の約8割を占めていることから、生活スタイルの変化に応じた、住民1人ひとりや家庭で取り組めるよう、今後ともごみの減量化の施策を展開する必要があります。

(2) ごみ資源化の推進

- ・ 現在、分別収集により古紙や資源ごみ（あきかん類、あきびん類、ペットボトル、プラスチック製容器）を資源物として回収しており、更に排出された不燃ごみ（燃えないごみ）から選別回収した、金属類や家電品を資源回収業者に引き渡す等のごみ資源化の推進に取り組んでいるところではありますが、西臼杵郡平均でのリサイクル率は令和3年度で17.7%となっています。近年ではリサイクル率は18%程度で横ばいに推移しており、前計画で目標としているリサイクル率20.5%には及ばない状況です。
- ・ 現状のリサイクル率は、宮崎県平均（17.1%）より高い水準にあるもの、全国平均（20.0%）より低い水準にあります。
- ・ 可燃ごみ（燃えるごみ）の中には、古紙やペットボトル、プラスチック製容器などの資源物の混入も見受けられるため、引き続きごみ排出者への啓発及び分別排出の徹底に努める必要があります。
- ・ リサイクル率の向上を図るためには、分別収集の徹底や他の自治体の取り組み等を参考に新たな資源物の回収について検討し、一層のごみ資源化の促進を図れるよう努める必要があります。

2) ごみの適正処理に関する課題

(1) 安全かつ効率的で環境負荷が少ない収集、運搬の実施

- ・ 各構成町では、地域と現状に応じた収集、運搬体制で実施しています。今後も、安全かつ効率的なごみの収集、運搬を継続していくために、ごみ出しルールの周知徹底やごみ集積所の管理及び資源ごみ排出の利便性の向上に努めていく必要があります。

- ・ 地域では高齢化社会の進行など多様化する住民のニーズを考慮した、細やかな対応（ごみ出し支援等）ができるよう、地域にとってより良い収集、運搬の在り方について検討していく必要があります。

(2) 中間処理

- ・ 西臼杵衛生センターでは、資源ごみ及び不燃ごみを選別し、資源物を回収しています。また、資源物（あきかん類、あきびん類、ペットボトル、プラスチック製容器）、及び回収した金属類や家電品を資源回収業者に引き渡すため、個別に一時保管できるストックヤードを整備しています。ごみの資源化を推進し、リサイクル率の向上を図るため、引き続き施設の運営管理に努める必要があります。
- ・ ごみ処理中継施設では、可燃ごみ等（燃えるごみ、可燃性粗大ごみ）をコンテナに積込み、延岡市清掃工場へ車両で搬出しています。延岡市清掃工場へ搬出し、焼却処理した可燃ごみ等の量は令和3年度で4,178 tとなっており、ごみ排出量全体の約8割に及んでいます。ごみの適正な処理を図るため、引き続きごみ処理中継施設及びコンテナ車の維持管理に努める必要があります。
- ・ 可燃ごみ等の焼却処理を委託している延岡市清掃工場では、施設の延命化に関する大規模補修工事（基幹的設備改良工事）の実施が計画されています。ごみ処理の広域化を図るため、延岡市清掃工場の延命化に関する大規模補修工事に協力し、引き続き、延岡市清掃工場でのごみの焼却処理を継続していきます。

(3) 最終処分

- ・ 西臼杵郡平均での最終処分率は令和3年度で11.8%となっています。近年では最終処分率は増加しており、前計画で目標としている最終処分率6.5%には及ばない状況です。
- ・ 現状の最終処分率は、宮崎県平均（12.6%）より低い水準にあるもの、全国平均（8.7%）より高い水準にあります。
- ・ 本組合では、最終処分場を有していないため、民間の最終処分場で埋立処分を行っています。最終処分場の残余容量や埋立処分が可能な期間を注視しつつ、将来において継続して最終処分先を確保できよう努める必要があります。
- ・ 最終処分の約80%以上は、延岡市清掃工場でのごみの焼却処理によって生じる焼却残渣です。したがって、最終処分率の大幅な削減は困難ではありますが、ごみ排出量の削減及びリサイクルを推進していくことで、最終処分量の低減を図ることが必要です。

(4) 災害発生時のごみの処理、処分について

- ・ 大規模な災害（地震、風水害）の発生時によって、延岡市清掃工場が被災した場合の具体的な対応や西臼杵衛生センターへの搬入路の閉鎖、又は西臼杵衛生センターの被災に備えるため、中間処理施設に関する防災対策を中長期的に検討する必要があります。

第2節 ごみ処理行政等の動向

1. 国、県の方針及び計画の概要

ごみ処理に関して定められた国、県の方針及び計画等について、以下に示します。

〔国〕 廃棄物処理法基本方針（平成28年1月変更）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めています。

平成13年5月に告示された基本方針は、今般の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成28年1月に変更されました。

〔基本方針の概要（抜粋）〕

（総論）

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく。
- 地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく。
- できる限り廃棄物の排出を抑制（リデュース）し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順位にできる限り循環的な利用を行う。

〔国〕 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）

従来から取り組んできた3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実しています。

- ・市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- ・持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ・廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- ・廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ・災害対策の強化
- ・地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ・地域住民等の理解と協力の確保
- ・廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

〔国〕第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、以下の重要な方向性を掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生

〔県〕第四次宮崎県環境基本計画（令和3年3月策定）

本計画の一部は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画としても位置付けられています。

情勢の変化や複雑かつ多様化した環境問題に的確に対応していくため、新たな「宮崎県環境基本計画」を策定し、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととします。循環型社会の形成については、施策の展開として「4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進」「廃棄物の適正処理の推進」「食品ロスの削減」「環境にやさしい製品の利用促進」を掲げております。特に「4Rの推進」「廃棄物の適正処理の推進」については、下記のとおり施策の方向性を示しています。

（4Rの普及啓発）

- ・4Rの普及啓発
- ・廃棄物の発生抑制、減量化の推進
- ・リサイクル、再生資源化の推進
- ・地域資源の有効活用の促進
- ・プラスチック資源循環に向けた取組

（廃棄物の適正処理の推進）

- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・不法投棄等の防止
- ・災害廃棄物の処理

2. 国、県が掲げる数値目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められている、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」については、「循環型社会形成推進基本法」に基づく、第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を進めるものとなっており、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

【第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物に関する数値目標】

	令和7年度 目標値
1人1日当たり排出量	生活系ごみ排出量を約440g/人・日（資源ごみ等を除く）

※) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量＝生活系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）÷人口÷365日

宮崎県の「第四次宮崎県環境基本計画」（令和3年3月）では、一般廃棄物に関する数値目標を以下のように定めています。

【第四次宮崎県環境基本計画における一般廃棄物に関する数値目標】

	令和2年度 実績値	令和7年度 中間目標値	令和12年度 目標値
1人1日当たりの 一般廃棄物の排出量	968g/人・日	952g/人・日	918g/人・日
上記のうち、生活系ごみ 1人1日当たりの排出量	679g/人・日 (100%)	654g/人・日 (96%)	638g/人・日 (94%)
再生利用量	17.1%	20.0%	25.0%
最終処分量	12.6%	10.0%	9.0%

第3節 ごみ排出量及び処理量の見通し

1. 将来人口の推計

将来人口については、各構成町の上位計画等との整合性を考慮し、各町で策定している「人口ビジョン」における、将来人口の推計結果を採用するものとします。将来人口の推計を表3-3-1に示します。

西臼杵郡の人口は、今後も減少してく見込みであり、令和3年度の18,928人から令和19年度には、約15,300人に減少することが見込まれています。

表 3-3-1 将来人口の推計

年度	令和3	令和9	令和14	令和19
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口(人)	18,928	17,072	16,105	15,325

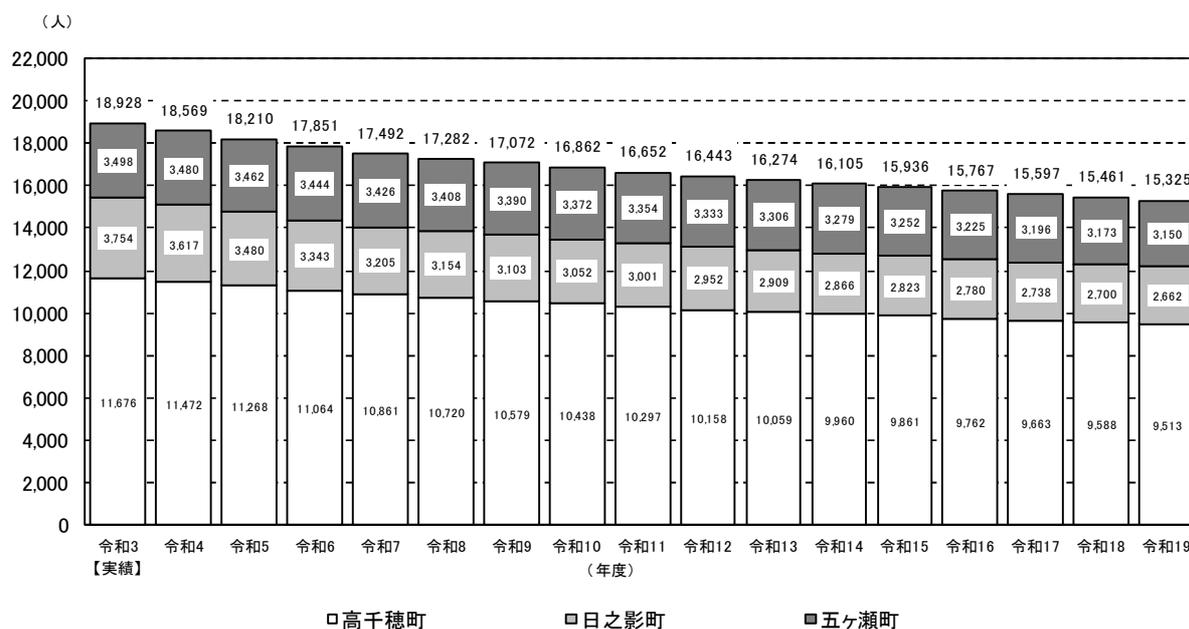


図 3-3-1 将来人口の推計結果

2. ごみ排出量の推計（現状対策時）

現状対策を継続した場合のごみ排出量の推計を表 3-3-2 に示します。

表 3-3-2 ごみ排出量の推計（現状対策時）

		単位	令和3 実績	令和9 中間目標	令和14 中間目標	令和19 計画目標	
行政区域内人口		人	18,928	17,072	16,105	15,325	
事業所数		事業所	1,001	1,001	1,001	1,001	
生活系 ごみ	収集 ごみ	可燃ごみ	t / 年	2,420	2,320	2,263	2,218
		不燃ごみ	t / 年	64	61	61	59
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	461	442	434	426
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
		計	t / 年	2,945	2,823	2,758	2,703
	直搬 ごみ	可燃ごみ	t / 年	923	883	847	820
		不燃ごみ	t / 年	45	42	42	40
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	280	268	259	251
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
		計	t / 年	1,248	1,193	1,148	1,111
事業系 ごみ	収集 ごみ	可燃ごみ	t / 年	605	598	586	570
		不燃ごみ	t / 年	15	15	15	15
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	116	115	112	109
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
		計	t / 年	736	728	713	694
	直搬 ごみ	可燃ごみ	t / 年	230	230	225	220
		不燃ごみ	t / 年	12	12	12	12
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	70	69	68	67
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
		計	t / 年	312	311	305	299
排 出 量	生活系ごみ計		t / 年	4,193	4,016	3,906	3,814
	事業系ごみ計		t / 年	1,048	1,039	1,018	993
	計(生活系+事業系)		t / 年	5,241	5,055	4,924	4,807
集団回収量		t / 年	0	0	0	0	
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)		t / 年	5,241	5,055	4,924	4,807	
		g / 人・日	759	809	838	859	
生活系ごみ1人1日当たり排出量		g / 人・日	607	643	664	682	
事業系ごみ1日当たり排出量		t / 日	2.87	2.84	2.79	2.72	

3. ごみ処理内訳の推計（現状対策時）

現状対策を継続した場合のごみ処理内訳の推計を表 3-3-3 に示します。

表 3-3-3 ごみ処理内訳の推計（現状対策時）

		単位	令和3 実績	令和9 中間目標	令和14 中間目標	令和19 計画目標
種類別 内訳	可燃ごみ	t / 年	4,178	4,031	3,921	3,828
	不燃ごみ	t / 年	136	130	130	126
	資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	927	894	873	853
	粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
	集団回収	t / 年	0	0	0	0
	ごみ総排出量	t / 年	5,241	5,055	4,924	4,807
搬入 内訳	焼却処理〔可燃ごみ分〕 (焼却)	t / 年	4,178	4,031	3,921	3,828
	資源化施設等	t / 年	1,063	1,024	1,003	979
	紙類 (資源化)	t / 年	467	450	441	430
	紙パック (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	紙製容器包装 (資源化)	t / 年	10	10	10	9
	金属類 (資源化)	t / 年	234	225	220	216
	ガラス類 (資源化)	t / 年	121	116	114	112
	ペットボトル (資源化)	t / 年	49	47	46	44
	白色トレイ (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	容器包装プラスチック (資源化)	t / 年	46	44	43	42
	可燃残渣 (焼却)	t / 年	18	18	17	17
	不燃残渣 (埋立)	t / 年	118	114	112	109
	直接資源化 (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	直接最終処分 (埋立)	t / 年	0	0	0	0
	合計	t / 年	5,241	5,055	4,924	4,807
処理 内訳	焼却処理	t / 年	4,196	4,049	3,938	3,845
	減量化量	t / 年	3,693	3,564	3,466	3,383
	焼却残渣 (埋立)	t / 年	503	485	472	462
	資源化	t / 年	927	892	874	853
	中間処理後資源化	t / 年	927	892	874	853
	直接資源化	t / 年	0	0	0	0
	集団回収	t / 年	0	0	0	0
	最終処分	t / 年	621	599	584	571
	焼却残渣	t / 年	503	485	472	462
	不燃残渣	t / 年	118	114	112	109
	直接最終処分	t / 年	0	0	0	0
リサイクル率	—	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	
最終処分率	—	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	

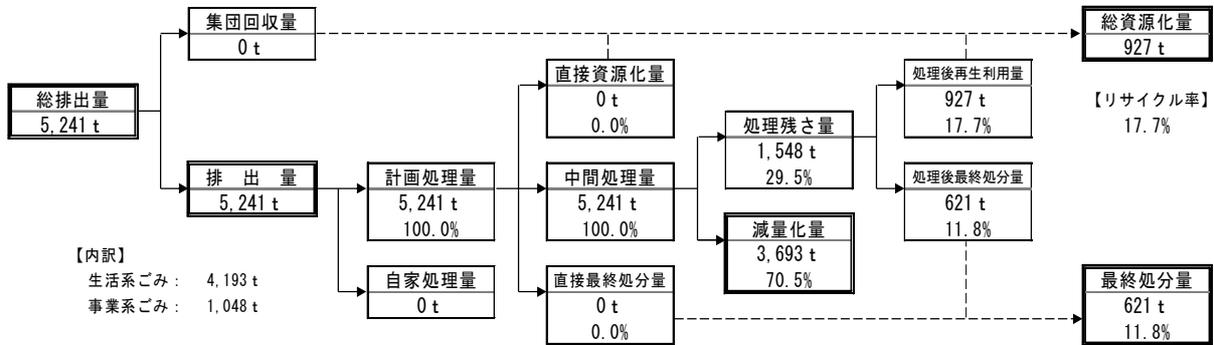
4. 計画目標年次のごみ処理・処分フロー（現状対策時）

計画目標年次である令和19年度のごみ処理・処分フロー（現状対策時）を図3-3-2に示します。

ごみ排出量及び処理量の見通し（現状対策時）における、令和19年度の総排出量は4,807 tとなる見込みであり、再生利用される総資源化量は853 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は17.7%となる見込みです。

中間処理量4,807 tのうち、3,845 tが焼却処理される見込みです。中間処理による減量化量は3,383 tで、排出量の70.4%が減量化される見込みです。また、総排出量の11.8%に当たる571 tが最終処分される見込みとなります。

【令和3年度（実績）】



【令和19年度（現状対策時）】

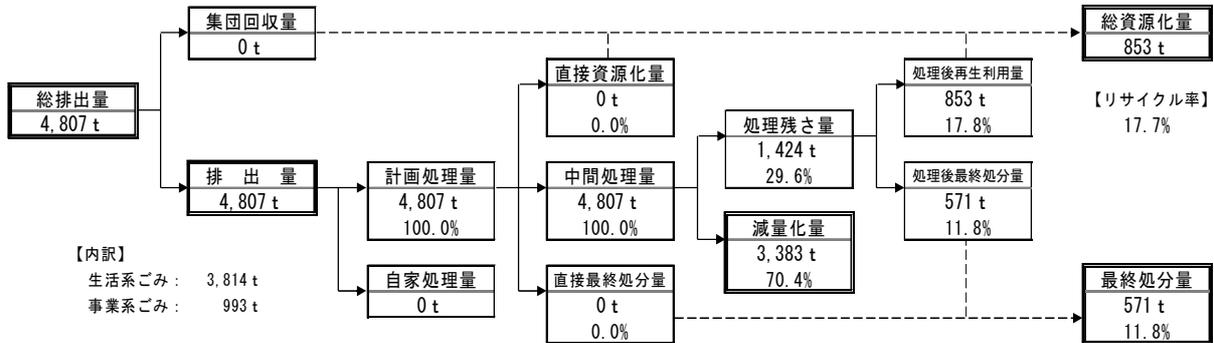


図3-3-2 計画目標年次におけるごみ処理・処分フロー（現状対策時）

5. 計画目標の設定

前計画の目標進捗状況や県の廃棄物処理計画及び地域特性を踏まえ、本計画の計画目標を以下のとおり定めます。なお、目標値は令和3年度を基準年次とし、令和5年度以降から施策の効果を見込みます。

1) 排出抑制目標

西臼杵郡におけるごみ排出量（1人1日当たり）は、増加傾向にあるものの県平均より低い水準にあります。一方で、生活系ごみ排出量（1人1日当たり）は増加しており、生活スタイルの変化とともに家庭から排出されるごみも変わり、増加していることが考えられます。

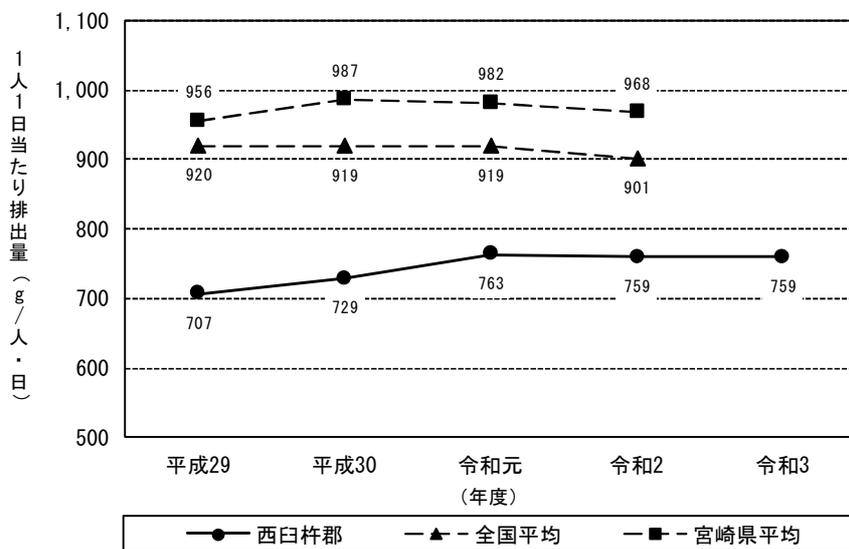


図 3-3-3 ごみ総排出量（1人1日当たり）の推移

表 3-3-4 生活系ごみ排出量（1人1日当たり）の推移

(単位：g/人・日)

年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
西臼杵郡	565	583	610	608	607
高千穂町	647	670	694	688	671
日之影町	469	467	506	511	519
五ヶ瀬町	407	422	448	446	489

住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（生活系ごみ排出量）は、平成 29 年度の 565g/人・日から、令和 3 年度までに 607g/人・日に増加しています。

本計画では県における目標も参考に、現状（令和 3 年度）の 607g/人・日から、中間目標とする令和 9 年度までに 583 g/人・日（約 96%削減）、令和 14 年度までに 571 g/人・日（約 94%削減）を目指し、さらに令和 19 年度（計画目標）までに 558 g/人・日（約 92%削減）を目指すものとします。

■ 排出抑制の目標（西臼杵郡）

生活系ごみ排出量 （1人1日当たり）	【基準年度】 令和3年度 （実績）	⇒	【中間目標年度】 令和9年度	⇒	【計画目標年度】 令和14年度	⇒	【計画目標年度】 令和19年度
	607 g/人・日 100%		583 g/人・日 約96%		571 g/人・日 約94%		558 g/人・日 約92%

宮崎県における目標値（参考）

生活系ごみ排出量 （1人1日当たり）	【基準年度】 令和2年度 （実績）	⇒	【中間目標年度】 令和7年度	⇒	【計画目標年度】 令和12年度
	679 g/人・日 100%		654 g/人・日 約96%		638 g/人・日 約94%

2) 再生利用目標

西臼杵郡におけるリサイクル率は約18%で推移しており、県平均であるリサイクル率17%より高い水準にあります。リサイクル率の向上を目指すには、分別の徹底等に取り組むとともに、分別収集を行う品目の追加や資源物回収品目の拡大を図る必要があります。

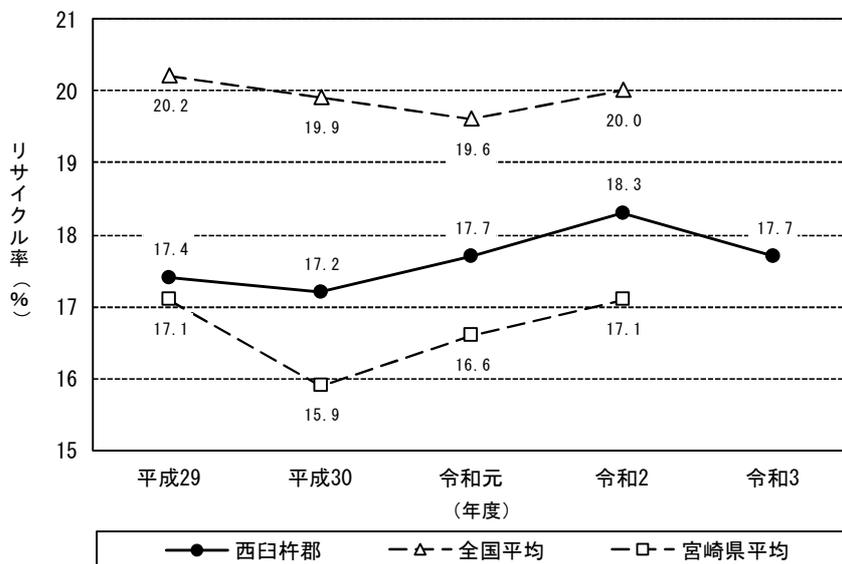


図 3-3-4 リサイクル率の推移

リサイクル率は、平成29年度の17.4%から、令和3年度までに17.7%に増加しているものの、前計画で令和4年度に目標とする20.5%は達成できていません。

本計画では県における目標も参考に、現状（令和3年度）の17.7%から、中間目標とする令和9年度までに20.0%、令和14年度までに22.5%を目指し、さらに令和19年度（計画目標）までに25.0%を目指すものとします。

■ 再生利用の目標（西臼杵郡）

再生利用 (リサイクル率)	【基準年度】 令和3年度 (実績)	⇒	【中間目標年度】 令和9年度	⇒	【計画目標年度】 令和14年度	⇒	【計画目標年度】 令和19年度
	17.7%		20.0%		22.5%		25.0%

宮崎県における目標値（参考）

再生利用 (リサイクル率)	【基準年度】 令和2年度 (実績)	⇒	【中間目標年度】 令和7年度	⇒	【計画目標年度】 令和12年度
	17.1%		20.0%		25.0%

6. ごみ排出量の推計（排出抑制・再生利用目標達成後）

目標達成後のごみ排出量の推計を表 3-3-5 に示します。

表 3-3-5 ごみ排出量の推計（排出抑制・再生利用目標達成後）

		単位	令和3 実績	令和9 中間目標	令和14 中間目標	令和19 計画目標		
行政区域内人口		人	18,928	17,072	16,105	15,325		
事業所数		事業所	1,001	1,001	1,001	1,001		
生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	2,420	1,978	1,699	1,459	
		不燃ごみ	t / 年	64	55	51	48	
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	461	525	609	688	
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0	
		計	t / 年	2,945	2,558	2,359	2,195	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t / 年	923	800	736	686	
		不燃ごみ	t / 年	45	40	36	33	
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	280	243	224	208	
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0	
		計	t / 年	1,248	1,083	996	927	
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t / 年	605	598	586	570
			不燃ごみ	t / 年	15	15	15	15
資源ごみ(不燃ごみを除く)			t / 年	116	115	112	109	
粗大ごみ			t / 年	0	0	0	0	
計			t / 年	736	728	713	694	
直搬ごみ		可燃ごみ	t / 年	230	230	225	220	
		不燃ごみ	t / 年	12	12	12	12	
		資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	70	69	68	67	
		粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0	
		計	t / 年	312	311	305	299	
排出量	生活系ごみ計	t / 年	4,193	3,641	3,355	3,122		
	事業系ごみ計	t / 年	1,048	1,039	1,018	993		
	計(生活系+事業系)	t / 年	5,241	4,680	4,373	4,115		
集団回収量		t / 年	0	0	0	0		
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)		t / 年	5,241	4,680	4,373	4,115		
		g / 人・日	759	749	744	736		
生活系ごみ1人1日当たり排出量		g / 人・日	607	583	571	558		
事業系ごみ1日当たり排出量		t / 日	2.87	2.84	2.79	2.72		

7. ごみ処理内訳の推計（排出抑制・再生利用の目標達成後）

目標達成後のごみ処理内訳の推計を表 3-3-6 に示します。

表 3-3-6 ごみ処理内訳の推計（排出抑制・再生利用目標達成後）

		単位	令和3 実績	令和9 中間目標	令和14 中間目標	令和19 計画目標
種類別 内訳	可燃ごみ	t / 年	4,178	3,606	3,246	2,935
	不燃ごみ	t / 年	136	122	114	108
	資源ごみ(不燃ごみを除く)	t / 年	927	952	1,013	1,072
	粗大ごみ	t / 年	0	0	0	0
	集団回収	t / 年	0	0	0	0
	ごみ総排出量	t / 年	5,241	4,680	4,373	4,115
搬入 内訳	焼却処理〔可燃ごみ分〕 (焼却)	t / 年	4,178	3,606	3,246	2,935
	資源化施設等	t / 年	1,063	1,074	1,127	1,180
	紙類 (資源化)	t / 年	467	472	496	520
	紙パック (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	紙製容器包装 (資源化)	t / 年	10	10	11	11
	金属類 (資源化)	t / 年	234	236	248	261
	ガラス類 (資源化)	t / 年	121	122	128	134
	ペットボトル (資源化)	t / 年	49	48	52	53
	白色トレイ (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	容器包装プラスチック (資源化)	t / 年	46	47	48	50
	可燃残渣 (焼却)	t / 年	18	19	19	20
	不燃残渣 (埋立)	t / 年	118	120	125	131
	直接資源化 (資源化)	t / 年	0	0	0	0
	直接最終処分 (埋立)	t / 年	0	0	0	0
	合計	t / 年	5,241	4,680	4,373	4,115
処理 内訳	焼却処理	t / 年	4,196	3,625	3,265	2,955
	減量化量	t / 年	3,693	3,191	2,873	2,600
	焼却残渣 (埋立)	t / 年	503	434	392	355
	資源化	t / 年	927	935	983	1,029
	中間処理後資源化	t / 年	927	935	983	1,029
	直接資源化	t / 年	0	0	0	0
	集団回収	t / 年	0	0	0	0
	最終処分	t / 年	621	554	517	486
	焼却残渣	t / 年	503	434	392	355
	不燃残渣	t / 年	118	120	125	131
	直接最終処分	t / 年	0	0	0	0
リサイクル率	—	17.7%	20.0%	22.5%	25.0%	
最終処分率	—	11.8%	11.8%	11.8%	11.8%	

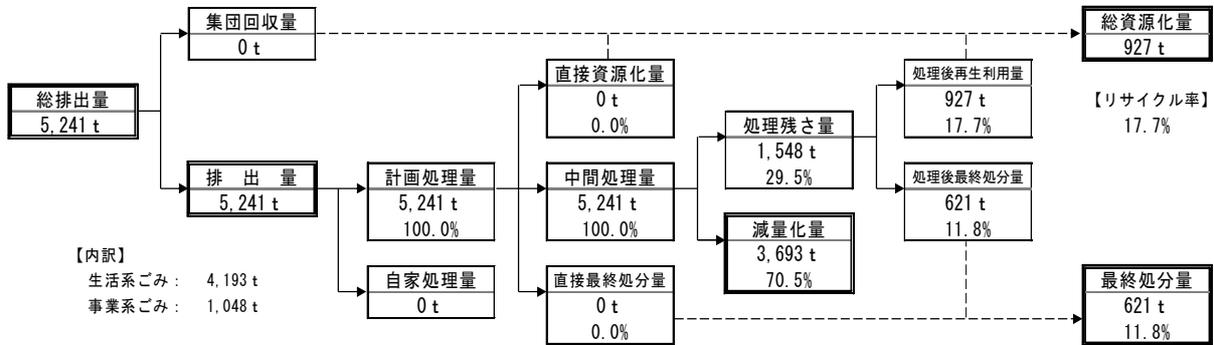
8. 計画目標年次のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）

計画目標年次である令和19年度のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）を図3-3-5に示します。

ごみ排出量及び処理量の見通し（排出抑制・再生利用目標達成後）における、令和19年度の総排出量は4,115 tとなる見込みとなり、再生利用される総資源化量は1,029 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は25.0%となります。

中間処理量4,807 tのうち、3,845 tが焼却処理される見込みであり、中間処理による減量化量は2,955 tで、排出量の71.8%が減量化される見込みとなります。また、総排出量の11.8%に当たる486 tが最終処分される見込みとなります。

【令和3年度（実績）】



【令和19年度（排出抑制・再生利用目標達成後）】

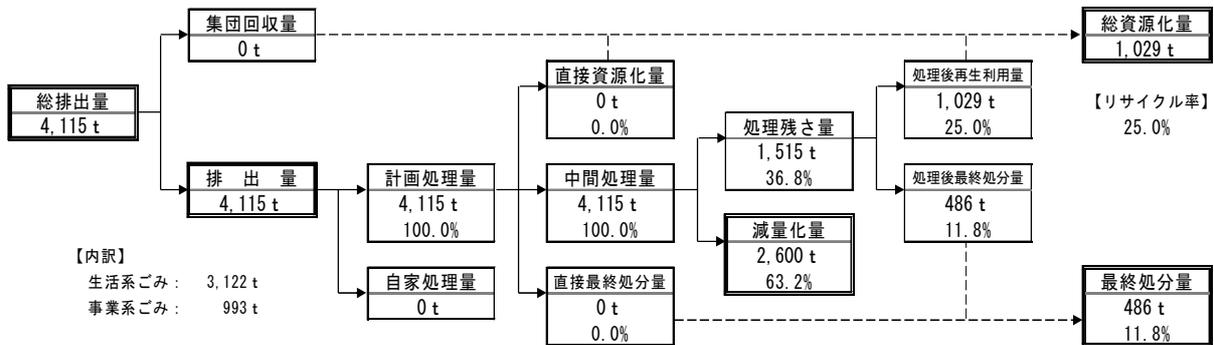


図3-3-5 計画目標年次におけるごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）

第4節 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

住民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、ごみの排出抑制及び再資源化に努め、限りある資源を大切に再利用できるよう、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めてきました。

一方で、人口の減少や少子高齢化とともにライフスタイルの変化に伴い、ごみ排出量は減少しつつありますが、1人当たり排出されるごみ量は高い水準にあります。また、排出されるごみの適正な処理及び廃棄物を可能な限り再資源化を推進するための取り巻く状況は変化しています。

そこで、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会の形成をさらに進めていく必要があります。

基本方針1：ごみ排出の減量化と再資源化の促進

構成町と本組合が連携し、住民、事業者、行政がごみ排出量の減量化と再資源化の促進に関する4Rの取り組みを積極的に推進する。

- Refuse（リフューズ）：ごみになるようなものは受け取らない
- Reduce（リデュース）：ごみをなるべく出さないようにする
- Reuse（リユース）：ものを繰り返し大切に使う
- Recycle（リサイクル）：きちんと分別して資源化し再利用する

基本方針2：ごみの適正処理の推進

不法投棄や不適正処理の防止とともに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、ごみの適正な処理体制の確保に努める。

さらに、災害時の廃棄物についても適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を行えるよう備える。

2. 各主体に求められる役割

基本方針に基づき取り組みを進めるため、住民、事業者、行政の立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

<h3>住民（家庭）の役割</h3> <ul style="list-style-type: none">○ マイバッグの持参によるレジ袋の削減、マイボトルの持参、簡易包装への協力○ ごみの分別の徹底、ポイ捨ての禁止○ 食品ロスの削減や水分量の多い生ごみの水切りの徹底、コンポスト化の推進○ 環境に配慮した製品の購入による資源の再生利用や修理等での再使用○ 各種リサイクル法に基づいた廃棄物の適正処理の遵守○ 不法投棄や不適正処理の禁止○ リサイクル製品などの環境にやさしい製品の利用
<h3>事業者（事業所）の役割</h3> <ul style="list-style-type: none">○ ごみ減量化の推進と排出者責任の徹底○ ごみの分別の徹底○ 簡易包装の実施やレジ袋有料化に伴う売上金の有効活用○ 再利用可能な容器への転換○ 耐久性に優れた商品の製造、販売の推進○ 食品ロスの削減やリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用○ 自ら排出する廃棄物の資源回収○ 自ら排出する廃棄物の積極的な再資源化、リサイクル製品の開発、提供○ 各種リサイクル法に基づいた廃棄物の適正処理の遵守○ 不法投棄や不適正処理の禁止
<h3>構成町・組合の役割</h3> <ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物の安定的な処理体制の確保○ 分別回収したごみの再資源化に向けた取り組みの推進やごみ処理費用等の削減○ 4Rの推進やごみの適正処理等に関し、広報での周知や環境学習会等の開催○ 事業系ごみの減量化のための働きかけや事業者への情報提供○ 消費者に対するマイバッグの利用、簡易包装の呼びかけ、リサイクル製品などの環境にやさしい製品利用の普及・啓発○ 事業者に対するレジ袋削減や販売方法見直しの働きかけ○ 生ごみの堆肥化など再生利用の推進○ ポイ捨てや不法投棄を未然に防止するための監視や普及啓発の実施○ 庁内や公共事業におけるリサイクル製品など環境にやさしい製品の利用

3. 排出抑制・再生利用計画

1) 基本施策

ごみの減量化、再資源化を推進していくため、住民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行うとともに、行政（構成町・組合）はこうした住民、事業者の取り組みを促すための施策の実施に努め、住民・事業者・行政の協働により、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを推進していきます。

2) 排出抑制・資源化の取り組み

(1) 行政における方策

構成町及び本組合は連携して、一般廃棄物の適正処理及び4Rの取り組みを推進するとともに、住民、事業者に対して4Rの取り組みが円滑に行われるよう方策を実施します。

教育・啓発活動の充実

○ 学校教育における環境学習

小学生の児童による社会科授業の一環として、ごみ処理施設の施設見学を実施します。また、施設見学等と通じて、ごみの現状や問題について理解を促し、分別やリサイクルへの関心を高めます。

○ 社会教育における環境学習の推進

小学生を対象とした施設見学を公民館単位又は各種団体で見学できるよう、取り組んでいきます。また、分別やリサイクルへの関心と理解を高めるため、分別講習会（説明会）を少人数であっても実施できるよう、取り組んでいきます。

情報提供と普及啓発活動の推進

○ 情報提供

構成町の広報紙、ホームページ等を使用し、ごみの減量化や資源の有効利用、分別及び排出ルールの情報提供をします。また、ごみの減量化やリサイクルに関する取り組みの理解を深めるため、ごみ処理の現状やごみ処理施設での取り組み、ごみ処理経費等の情報提供をしていきます。

○ 啓発活動

構成団体等が実施する各種イベント開催時に、パネル等を使った啓発活動を実施します。

○ 地域における活動支援

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における構成団体等や事業者の活動の取り組みに関する情報収集及び情報提供を行い、住民や事業者が実践しやすい取り組みを促す、支援協力体制の構築を図っていきます。

ごみの減量化等に関する取り組み

○ ごみ処理有料化

ごみ処理有料化の目的や効果としては、費用負担を軽減するための排出抑制や分別排出の促進、排出量に応じた費用負担による公平性の確保、住民や事業者の意識改善といったものが挙げられます。

今後のごみ処理有料化を継続するとともに、有料化の導入による減量化、資源化効果の検証及び効果の継続性に関して調査、研究を行い、他地域の事例や周辺自治体の動向を踏まえて、状況に応じた制度の充実や見直しを検討していきます。

○ 生ごみの減量化、資源化の推進

生ごみは、ごみ焼却施設で燃やすごみのうち約 2 割程度を占めていますが、水分を多く含んだ生ごみは、燃やすごみのうち更に大きな割合を占めることとなります。食品ロスの削減や排出時における生ごみの水切りを啓発していくとともに、生ごみ処理容器等の利用促進により、生ごみの堆肥化による資源化の推進を啓発・支援していきます。

○ 事業系ごみの減量化・資源化の促進

事業者が排出者責任を認識し、飲食物容器や過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等、ごみの減量化や資源化を積極的に取り組むよう働きかけていきます。

ごみの資源化に関する取り組み

○ 資源物を出しやすい環境づくりの構築

住民が資源物を出しやすい環境づくりを進めるため、公共施設等での拠点回収のほか、事業者による店頭回収などの資源物の回収体制の整備を支援し、支援協力体制の構築を図っていきます。

○ 分別品目拡充における資源化の推進

資源として分別収集していない、プラスチック製の容器包装(プラスチック製包装など)やプラスチック使用製品廃棄物等の分別収集品目の追加について調査、検討に努めます。

○ ごみ処理施設における資源化の推進

西臼杵衛生センターでは、分別収集された資源ごみ等を資源化が行われるように、品目別に更に仕訳を行い、資源化の推進に取り組んでいます。新たに資源化する品目拡充の可能性について、地域の実情を踏まえ再生品市場の存在や経済的効果、ごみ排出量の削減効果等を総合的に勘案し、引き続き検討していきます。

(2) 住民における方策

住民はごみの排出者としての責任を自覚し、大量消費、大量廃棄の生活から4Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心掛けます。

○ 資源回収の活用

自治会・子供会等の住民団体が中心となって行っている資源回収、事業者が行っている店頭回収などを積極的に活用し、資源化を推進します。

○ 分別排出の徹底

定められた分別区分に応じたごみの排出を徹底し、資源ごみの正しい分別や排出ルールを実践します。

○ マイバッグ等の活用

買い物時にマイバッグを使用し、過剰包装を断ることにより、レジ袋をはじめとする包装材の消費を抑制します。また、マイボトルやマイ箸等を携帯するなど使い捨て容器などの使用を抑制します。

○ 生ごみの削減

食材の買い過ぎに注意し、食材を使い切る、残さず食べ切る等に心掛け、食品ロスの削減に努めます。また、生ごみの排出にあたり水切りを徹底し、排出するごみ量を減らすとともに、生ごみ処理容器等を活用し、堆肥化を推進します。

○ 使い捨て品の使用抑制、再生品の利用

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、繰り返し使える容器の選択や使い捨て商品の使用を抑制するとともに、再生品の選択使用に努めます。

(3) 事業者における方策

事業者は排出者責任を認識し、4Rに重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を心掛けます。

○ 資源ごみの店頭回収等の実施

事業者は、自社製品や販売した商品の資源ごみを住民の協力により店頭回収を行うとともに、資源化のルートを構築するように努めます。

○ 分別による資源化や適正処理の徹底

事業者は、事業所から発生するごみについて、排出者責任を認識し、事業者が自ら適正にごみ処理を行うため、ごみ処理についての正しい理解を深め、分別排出による資源化やごみの適正処理を実践します。

○ 紙ごみの削減

事業所でのペーパーレス化や不要となった書類等の再利用を心掛け、紙ごみの削減に努める。また、ごみとして排出する紙類については、分別を徹底し、資源化に努めます。

○ 過剰包装の自粛、使い捨て容器の使用抑制

事業者は、商品の過剰包装を自粛し、再使用又は再生利用できる素材、形状の包装を採用に努めます。また、使い捨て容器の採用を抑制するとともに、繰り返し使用できる容器の採用、及び自主回収及び資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制に努めます。

○ 食品ロスの削減

食品販売店や飲食店等は、食品の廃棄や食べ残しを減らすための呼びかけに取り組み、食品ロスの削減に努めます。また、生ごみの排出にあたり水切りを徹底し、排出するごみ量を減らすとともに、事業者が自ら資源化のルートを構築できるに努めます。

4. 収集・運搬計画

1) 基本施策

構成町は本組合と連携して、適正な収集・運搬を担うものとし、迅速かつ衛生的にごみ処理を行うため、効率化を図るとともに、住民への快適で公平なサービスの提供に努めます。

また、家庭から排出される生活系ごみは委託収集、事業者が事業所から排出される事業系ごみは、許可業者に収集・運搬を依頼するか、自らごみ処理施設に直接搬入することとします。

2) 収集・運搬の取り組み

ごみ排出ルールの徹底

収集作業時の安全確保やリサイクル推進のため、住民に対して、ごみの分け方・出し方、ごみ収集カレンダー等に従って、ごみ排出や分別を徹底するよう周知を図ります。分別状況が良くないごみステーション等では、ルール違反者への指導を行います。

適正な分別排出の徹底

収集作業時の安全確保やリサイクル推進のため、住民に対して、ごみの分け方・出し方、ごみ収集カレンダー等に従って、ごみ排出や分別を徹底するよう周知を図ります。分別状況が良くないごみステーション等では、ルール違反者への指導を行います。

効率的な収集・運搬の実施

ごみの分別品毎の収集回数や日程については、住民の要望や排出抑制・資源化の取り組みの効果等を踏まえ、収集・運搬体制を必要に応じて適宜見直しを行い、迅速かつ衛生的にごみ処理を行うため、効率的な収集・運搬に努めます。

また、宅地開発及び道路整備等に伴う収集ルートの変更など、状況に応じて迅速に対応できるよう、効率的な収集・運搬に努めます。

生活系ごみの収集・運搬

○ ごみステーション方式による収集

ごみステーションは構成町への申請により、構成町と自治会等とが協議のうえで収集運搬等に支障のない場所に設置することとします。ごみステーションは設置者（自治会等）が自ら管理を行うものとし、ごみステーションの清潔保持や違反ごみの対応等に努めることとします。違反ごみ等の収集できないものは、注意事項を示した紙を張り、注意喚起を行っていきます。

○ 自治会等との連携

ごみステーションは自治会等が管理していることから、円滑な収集及びごみステーションの適正な管理を図るため、自治会との連携に努めます。

集合住宅に関しては、各集合住宅個々での管理が望ましい場合もあることから、集合住宅の管理者、経営者に対して円滑な収集、ごみステーションの適正な管理、ごみの分別排出等の取り組みについて協力を求めています。

○ ごみの収集・運搬に関する住民サービスの充実

住民サービスの観点から高齢社会の進行など多様化する住民のニーズを考慮した、きめ細やかな対応（ごみ出し支援等）ができるよう、地域にとってよりよい収集・運搬の在り方を検討していきます。

事業系ごみの収集・運搬

○ 事業者の排出者責任

事業系ごみは、事業者が排出者責任を認識し、自ら適正にごみ処理を行うため、ごみ処理についての正しい理解を深め、分別排出による資源化やごみの適正処理を行うことを原則とします。

○ 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、生活系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自らごみ処理施設に直接搬入することとします。収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

5. 中間処理計画

1) 基本施策

分別収集したごみは、中間処理において資源化を優先し、資源化が困難なごみについては、焼却処理及び破碎処理を行っていきます。また、可燃ごみ等の焼却処理については引き続き、延岡市清掃工場での焼却処理を継続していきます。

2) 中間処理の取り組み

適正処理の推進

分別収集したごみは資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理等により適正処理します。なお、可燃ごみ（燃えるごみ）は、延岡市清掃工場で焼却処理します。

○ 資源ごみ

・ あきかん類

あきかん類は、ストックヤードで「アルミ缶」「スチール缶」に機械で選別処理・圧縮成形処理を行い、一時保管後に種類別に資源回収業者に引き渡します。

・ あきびん類

あきびん類は、ストックヤードで「茶色」「無色」「その他」の色別に、混入物や異物除去を行い、一時保管後に色別に資源回収業者に引き渡します。

・ ペットボトル

ペットボトルは、ストックヤードで混入物や異物除去を行い、一時保管後に資源回収業者に引き渡します。

・ プラスチック製容器

プラスチック製容器は、ストックヤードで混入物や異物除去を行い、一時保管後に資源回収業者に引き渡します。

・ 不燃ごみ（燃えないごみ）

不燃ごみ（燃えないごみ）は、ストックヤードで「金属類」「アルミキャップ」「家電品」「蛍光管」「乾電池類」等のリサイクルできる物とリサイクルできない物に選別処理し、一時保管後、種類別に資源回収業者に引き渡します。

リサイクルできない物は、ごみ処理中継施設で処理し、ストックヤードで一時保管に埋立処分します。

○ 古紙類

古紙類は、ストックヤードで「雑誌・あつ紙類」「新聞・チラシ」「ダンボール」に選別処理を行い、一時保管後に種類別に資源回収業者に引き渡します。

○ 可燃ごみ（燃えるごみ）

ごみ処理中継施設でコンテナに圧縮・積込み、延岡市清掃工場に搬出します。搬出したごみは、延岡市清掃工場のごみ焼却施設で焼却処理を行います。

○ 粗大ごみ

可燃性の粗大ごみは、ごみ処理中継施設でせん断し、コンテナに圧縮・積込み、延岡市清掃工場に搬出します。搬出したごみは、可燃ごみ（燃えるごみ）と同様に延岡市清掃工場のごみ焼却施設で焼却処理を行います。

不燃性の粗大ごみは、ごみ処理中継施設で処理し、ストックヤードで一時保管に埋立処分します。

広域処理の継続

構成町及び本組合では、宮崎県が策定した「宮崎県ごみ処理広域化計画」に基づいて、可燃ごみ等を延岡市清掃工場で焼却処理しています。

環境保全や適正処理を推進する観点から、今後も延岡市と連携を図り、ごみの広域処理を継続していきます。

ごみ処理中継施設の適正な運営管理

ごみ処理中継施設では、可燃ごみ等（燃えるごみ、可燃性粗大ごみ）をコンテナに積込み、延岡市清掃工場へ車両で搬出しています。延岡市清掃工場へ搬出し、焼却処理した可燃ごみ等の量は、ごみ排出量全体の約 8 割に及びます。

ごみの適正な処理を図るため、引き続きごみ処理中継施設及びコンテナ車の適正な運営管理及び施設の維持管理に努めます。

新たな資源化の検討

西臼杵衛生センターでは、分別収集された資源ごみ等を資源化が行われるように、品目別に更に仕分けを行い、資源化の推進に取り組んでいます。新たに資源化する品目拡充の可能性について、地域の実情を踏まえ再生品市場の存在や経済的効果、ごみ排出量の削減効果等を総合的に勘案し、引き続き検討していきます。

6. 最終処分計画

1) 基本施策

中間処理後の残渣は、最終的に処分場で埋立処分を行う必要があります。そのため、永続的で安定した最終処分場の確保を図っていきます。

2) 最終処分の取り組み

適正処分の継続

構成町及び本組合では、自前の最終処分場を有していない現在、ごみの処理残渣を民間業者の最終処分場に埋立処分を行っています。環境保全や適正処理を推進する観点から、今後も民間業者の最終処分場に埋立処分を継続していきます。

また、永続的で安定した最終処分場の確保を図っていくため、最終処分場の建設及び確保について、継続的に調査・検討を行っていきます。

最終処分の削減

ごみの排出抑制、分別の徹底、中間処理段階の資源回収を推進することにより、最終処分量をできるだけ少なくし、最終処分量の削減を図っていきます。また、処理残渣の有効利用、再生利用についても、地域の実情を踏まえ再生品市場の存在や経済的効果、最終処分量の削減効果等を総合的に勘案し、引き続き検討していきます。

7. その他

その他ごみ処理に関連する取り組みについて、以下に示します。

1) 災害廃棄物の処理

処理体制の維持

大規模災害等の発生時は、平常時と同様に許可業者による収集・運搬、処理を本組合で行います。災害の発生時には、収集運搬車両やごみ処理中継施設の被災状況を確認のうえ、必要に応じて県や近隣市町村、又は民間業者に協力を求め、衛生的かつ円滑に安定したごみの処理を行います。

県・近隣市町等との協力

本組合での対応が困難な場合には、ごみの収集・運搬、処理・処分に関して県や近隣市町村、又は民間業者に協力を求め、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物の処理について、構成町と本組合における基本的な役割とルールを定め、具体的な対応を実践するために「災害廃棄物処理計画」を策定し、必要に応じて計画の見直し及び対策の改善を図っていきます。

2) 環境美化

環境美化の推進

自治会や地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、住民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。また、自主的に美化活動を行う団体等の活動を支援します。

3) 不法投棄、野外焼却対策

不法投棄、野外焼却対策の推進

○ 土地所有者又は管理者に対する対策の要請

土地所有者又は管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

○ 監視体制の強化

構成町及び保健所、警察署と連携し、監視体制を強化するとともに、不法投棄や野外焼却の未然防止活動に努めます。

4) 適正処理困難物の対応

処理困難物の適正処理

本組合で処理困難物（受け入れを行っていないごみ）として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

医療系廃棄物等への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう住民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電 4 品目※、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行います。

※) エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

第4章 生活排水処理基本計画

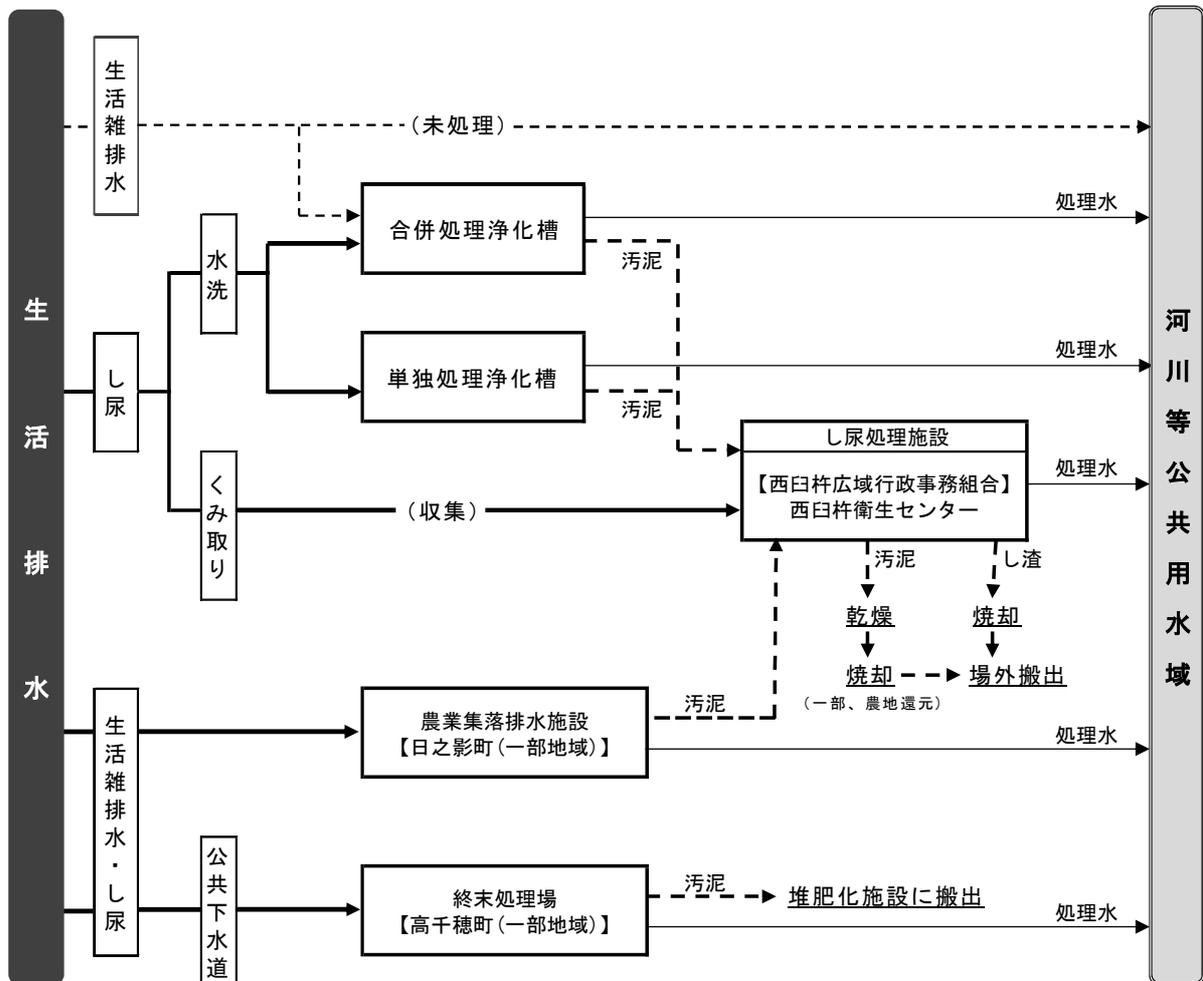
第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の処理体系

西臼杵郡における、生活排水の処理体系を図4-1-1に示します。

西臼杵郡では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により生活排水の適正処理を進めていますが、一部では生活雑排水の処理が行われない単独処理浄化槽やくみ取りによる処理を行っている地域もあります。

なお、し尿や浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の処理については、西臼杵衛生センターで処理を行っています。



- ※) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水
- ※) 「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除く排水
- ※) 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域

図4-1-1 西臼杵郡における生活排水の処理体系

2. 生活排水処理体制

1) 生活排水の処理主体

生活排水処理施設の種類の処理主体を表 4-1-1 に示します。

表 4-1-1 生活排水処理施設の種類の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	高千穂町
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	日之影町
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥等	西臼杵広域行政事務組合

2) 集合処理施設の状況

(1) 公共下水道

高千穂町における、公共下水道事業の概要を表 4-1-2 に示します。

表 4-1-2 公共下水道事業（高千穂町）の概要

施設名称	高千穂浄化センター	
所在地	西臼杵郡高千穂町大字三田井 6496	
事業主体	高千穂町	
処理能力	2,000 m ³ /日	
処理方式	オキシデーションディッチ法	
施設稼働開始	平成 14 年	
放流先	五ヶ瀬川	
全体計画	採択年度	平成 8 年
	供用開始(全体)	平成 22 年
	計画処理人口	4,200 人
	計画面積	227ha (高千穂処理区)

(2) 農業集落排水施設

日之影町における、農業集落排水事業の概要を表 4-1-3 に示します。

表 4-1-3 農業集落排水事業（日之影町）の概要

施設名称	大人地区農業集落排水施設
所在地	西臼杵郡日之影町大字岩井川字尾の上 2001 番地
事業主体	日之影町
処理能力	143 kℓ/日
処理方式	沈殿分離及び接触曝気方式 (JARUS- I 96 型)
施設稼働開始	平成 12 年

3. 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績

西臼杵郡における生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績を表 4-1-4 に示します。

なお、近年では合併処理浄化槽汚泥や単独処理浄化槽汚泥が増加していますが、これら浄化槽汚泥が増加している要因としては、法令に定められた浄化槽の適正な維持管理を行うため、浄化槽の清掃が広く実施されてきたことによる影響などが考えられます。

表 4-1-4 生活排水処理形態別人口及びし尿等の排出量の実績（西臼杵郡）

		単位	年度					
			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
行政区域内人口		人	20,647	20,305	19,873	19,392	18,928	
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	人	20,647	20,305	19,873	19,392	18,928	
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	16,662	16,581	16,362	15,924	15,596	
	下水道人口	人	3,958	3,924	3,819	3,694	3,624	
	農業集落排水施設人口	人	255	249	245	233	233	
	合併処理浄化槽人口	人	12,449	12,408	12,298	11,997	11,739	
	コミュニティ・プラント人口	人	—	—	—	—	—	
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,225	1,142	1,030	1,108	1,074	
	非水洗化人口	人	2,760	2,582	2,481	2,360	2,258	
	し尿収集人口	人	2,760	2,582	2,481	2,360	2,258	
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
	計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率		-	80.7%	81.7%	82.3%	82.1%	82.4%	
収集量	年間量	し尿	kℓ/年	3,379	3,402	3,231	3,199	2,972
		合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	7,069	7,023	6,978	7,499	7,908
		単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	1,246	1,296	1,153	1,387	1,408
		農業集落排水施設汚泥	kℓ/年	88	85	89	89	85
		合計	kℓ/年	11,782	11,806	11,451	12,174	12,372
	1日量	し尿	kℓ/年	9.3	9.3	8.8	8.7	8.1
		合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	19.3	19.2	19.0	20.6	21.6
		単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	3.4	3.5	3.2	3.9	3.8
		農業集落排水施設汚泥	kℓ/年	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		合計	kℓ/年	32.2	32.2	31.2	33.4	33.7
	原単位	し尿	ℓ/人・日	3.35	3.61	3.56	3.71	3.61
		合併処理浄化槽汚泥	ℓ/人・日	1.56	1.55	1.55	1.71	1.85
		単独処理浄化槽汚泥	ℓ/人・日	2.79	3.11	3.06	3.43	3.59
		農業集落排水施設汚泥	ℓ/人・日	0.95	0.93	0.99	1.05	0.99

※1) 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水未処理人口(人) ÷ 行政区域内人口(人)

※2) し尿原単位(ℓ/人・日) = 年間し尿量(kℓ/年) ÷ し尿収集人口(人) ÷ 年間日数

※3) 合併処理浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間合併処理浄化槽汚泥量(kℓ/年) ÷ 合併処理浄化槽人口(人) ÷ 年間日数

※4) 単独処理浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間単独処理浄化槽汚泥量(kℓ/年) ÷ 単独処理浄化槽人口(人) ÷ 年間日数

※5) 農業集落排水施設汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間集落排水汚泥(kℓ/年) ÷ 農業集落排水施設人口(人) ÷ 年間日数

4. し尿等の収集・処理状況

1) し尿等の処理の流れ

令和3年度における、し尿等の処理の流れを図4-1-2に示します。

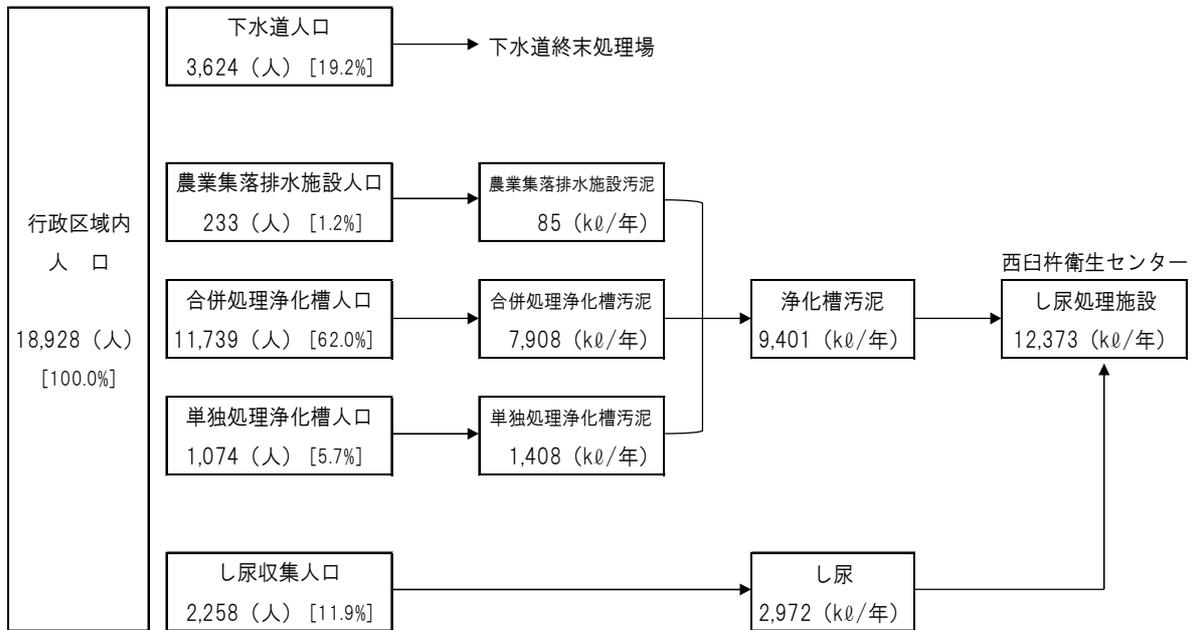


図4-1-2 し尿等の処理の流れ（令和3年度）

$$\begin{aligned}
 \text{汚水衛生処理率(\%)} &= \frac{\text{下水道人口(人)} + \text{農業集落排水施設人口(人)} + \text{合併処理浄化槽人口(人)}}{\text{行政区域内人口(人)}} \\
 &= \frac{3,624 \text{ 人} + 233 \text{ 人} + 11,739 \text{ 人}}{18,928 \text{ 人}} \\
 &= \mathbf{82.4\%}
 \end{aligned}$$

(用語の定義)

- ・し尿 : くみ取り便槽からくみ取ったものです。
- ・浄化槽汚泥 : 浄化槽から汲み取った汚泥、及び農業集落排水処理施設で発生する凝集汚泥です。
- ・汚水衛生処理率 : 地域の住民基本台帳人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合で示される指標です。

2) 生活排水対策の状況

構成町と本組合が連携し、生活排水対策の取り組みを行っています。生活排水対策の主な取り組みを表 4-1-5 に示します。

表 4-1-5 生活排水対策の主な取り組み

施策の名称等	施策の概要
公共下水道や農業集落排水施設の利用促進	公共下水道や農業集落排水施設の処理区域の未接続世帯に対する利用推奨や指導による、水洗化の促進
合併処理浄化槽の整備促進	公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の地域における合併処理浄化槽の設置、普及の促進
浄化槽の適正な維持管理の啓発	浄化槽を使用している世帯に対する、定期的な保守点検、清掃及び法定検査についての啓発
生活雑排水の排出抑制	発生源における汚濁負荷削減対策の普及啓発の実施
家庭、事務所における生活排水の適正処理の推進	公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用、及び浄化槽の適正な維持管理による、生活排水の適正処理の実施

3) 収集・運搬の状況

(1) 収集・運搬の方法

し尿等の収集・運搬は、許可された収集業者に住民が直接、収集を依頼する方式となっています。

(2) 収集・運搬車両

し尿等の収集・運搬車両はバキューム車でを行っています。

(3) 収集・運搬区域

収集・運搬区域は、西臼杵郡（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）全域としています。

4) 中間処理の状況

収集したし尿等は、本組合が運営管理する西臼杵衛生センターで処理を行っています。

表 4-1-6 し尿処理施設の概要

施設の名称	西臼杵衛生センター
所在地	西臼杵郡日之影町大字七折 13825
施設の種類	し尿処理施設
処理能力	40 kℓ/日 (し尿 29kℓ/日、浄化槽汚泥 11kℓ/日)
処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
汚泥処理	乾燥及び焼却処理
供用開始年度	平成9年4月
事業主体	西臼杵広域行政事務組合
放流先	五ヶ瀬川
放流水質(自主規制値)	—
pH	5.8~8.6
BOD	10 mg/ℓ 以下
COD	30 mg/ℓ 以下
浮遊粒子物質	10 mg/ℓ 以下
全窒素	10 mg/ℓ 以下
全りん	1 mg/ℓ 以下
色度	30 度以下
大腸菌群数	100 個/cm ³ 未満

5) 最終処分の状況

西臼杵衛生センターで排出される凝集汚泥は、乾燥設備で乾燥させ、焼却処理(一部、農地還元)しています。

6) し尿等の処理に係る経費の実績

し尿等の処理に係る経費の実績を表 4-1-7 に示します。なお、令和 3 年度のし尿等の処理に係る経費は 163,399 千円となっています。

表 4-1-7 し尿等の処理に係る経費（西臼杵郡）

（単位：千円）

		年 度						
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
	(小計)	0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	37,829	40,310	39,198	40,779	41,426	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	152	0	171	177	229	
		中間処理費	39,381	48,804	35,775	35,373	33,225	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	77,762	77,919	75,573	80,349	81,655	
		中間処理費	4,752	4,752	4,796	4,840	4,840	
		最終処分費	0	164	228	235	149	
		その他	3,948	1,861	3,453	1,994	1,875	
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	(小計)	163,824	173,810	159,194	163,747	163,399		
その他	0	0	0	0	0			
合 計	163,824	173,810	159,194	163,747	163,399			

5. 生活排水処理の課題の抽出

生活排水処理の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

1) 生活排水処理施設の普及促進

生活排水処理施設の普及促進については、構成町と本組合が連携して実施しており、課題は以下のとおりです。

(1) 集合処理施設への接続

公共下水道や農業集落排水施設の整備は完了しているため、今後は、未接続の世帯の利用を促進する必要があります。

(2) 単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換

公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域では、単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

近年は、高齢者世帯の増加や経済的な理由により、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換が進まない状況が多く見られます。また、トイレが水洗化されている単独処理浄化槽においては、日常生活に不便を感じないことから、転換が進みにくい状況が生じています。

2) し尿等の適正処理の推進

(1) 排出抑制

浄化槽の適正な維持管理や家庭、事業所における汚濁負荷削減の取り組みが自主的に進むよう、継続的に啓発を行う必要があります。

(2) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っており、安定かつ継続した収集・運搬を行うため、現体制を維持する必要があります。

また、し尿処理施設へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の時期的な偏りが、施設の負荷増大を招いています。このことから、し尿処理施設への負荷の低減を図るため、搬入量の調整を図る必要があります。

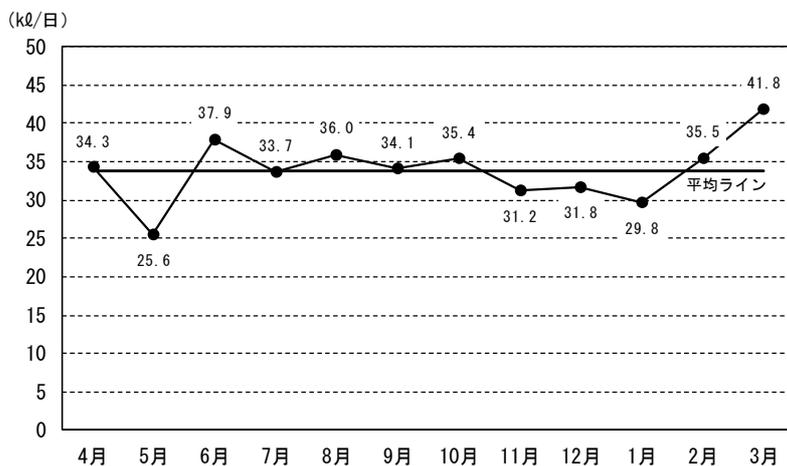


図 4-1-3 し尿処理施設への日平均搬入量（令和3年度）

(3) し尿等の処理・処分

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている西臼杵衛生センターは、平成9年度に供用開始して、現在で25年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。今後の中長期的な、し尿処理施設の在り方や施設整備に関する検討を進め、施設整備の計画していく必要があります。

第2節 生活排水処理行政等の動向

1. 国の方針及び計画の概要

生活排水処理に関して定められた国の方針及び計画等について、以下に示します。

〔国〕第4次社会資本整備重点計画（令和3年5月閣議決定）

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進することを目的として策定される計画です。令和3年5月に第5次社会資本整備重点計画が閣議決定され、生活排水処理施設の整備に係る重点施策を以下のとおり定めています。

〔重点施策～一部抜粋～〕

- ・良好な水環境を作り、健全な水循環の維持等のための汚水処理施設整備の促進
指標：汚水処理人口普及率（令和元年度 91.7% → 令和8年度 95.0%）

（用語の定義）

- ・汚水処理人口普及率：地域の住民基本台帳人口に対して、生活排水処理施設が整備された人口の割合を示すもので、生活排水処理率（汚水衛生処理率）とは必ずしも一致しません。それは、施設の整備を完了しても、各家庭から施設に接続するまでに時間が必要となるためです。

2. 県の方針及び計画の概要

生活排水処理に関して定められた県の方針及び計画等について、以下に示します。

〔県〕第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画（令和3年3月策定）

県内の生活排水処理施設の整備を推進していくため、平成26年度に策定した「第二次宮崎県生活排水対策総合基本計画（二次改訂計画）（平成27年度～令和2年度）」を見直し、生活排水処理施設の整備のより一層の促進に加え、将来にわたって持続可能で効率的な運営管理を図るという観点から、広域化・共同化も視野に入れた今後の生活排水対策の指針とするため、第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画を策定しています。

〔計画の目標（生活排水処理施設の早期整備）〕

公共用水域の水質保全及び快適な生活環境の実現を目標に、今後10年程度で施設の整備がおおむね完了することを目指すとともに、公共下水道や農業集落排水施設等の整備地域における接続率の向上や単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ることなどにより、生活排水処理率を引き上げることを目指す。

- 指標：生活排水処理率（令和元年度 82.0% → 令和12年度 91.8%）
汚水処理人口普及率（令和元年度 87.1% → 令和12年度 95.0%）

（用語の定義）

- ・生活排水処理率：地域の住民基本台帳人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合をいい、「汚水衛生処理率」と同様の指標となるものです。

第3節 生活排水処理基本計画の基本方針等

1. 基本方針

公共用水域の環境保全を図るため、住民、事業者、行政が適切な役割分担の下で、構成町の一部地域の処理区域における、公共下水道等の集合処理施設への早期つなぎ込みを促進していくとともに、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。また、浄化槽の適正な維持管理の啓発を図っていきます。

施設の老朽化が進んでいる西臼杵衛生センター（し尿処理施設）については、施設整備に関する中長期的な対策の検討を進めていきます。

基本方針1：集合処理施設（公共下水道等）の利用促進

構成町と本組合が連携し、高千穂町（一部地域）における下水道処理区域の公共下水道、及び日之影町（一部地域）における処理区域の農業集落排水施設への未接続となっている各家庭における、早期つなぎ込みの促進を図っていきます。

基本方針2：合併処理浄化槽への転換の促進

単独処理浄化槽及びくみ取り槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されるため、公共水域や河川の水質汚濁の原因の一つとなっていることから、構成町と本組合が連携し、生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。

また、浄化槽法で義務付けされている、浄化槽管理者に対する浄化槽の保守点検、清掃及び法定点検の受検を啓発していきます。

基本方針3：し尿処理施設の整備

老朽化する西臼杵衛生センター（し尿処理施設）に関しては、今後の中長期的な、し尿処理施設の在り方や施設整備に関しての具体的な検討を進め、計画的に施設整備を図っていきます。

2. 各主体に求められる役割

基本方針に基づき取り組みを進めるため、住民、事業者、行政の立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

<p>住民（家庭）の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭での生活排水対策の実践○ 処理区域内における、集合処理施設（公共下水道等）への早期つなぎ込み○ 単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換○ 浄化槽の適正な使用や保守点検、清掃及び法定検査の受検
<p>事業者（事業所）の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 事業所での生活排水対策の実践○ 事業活動により生じる油類及び薬剤等を下水道や浄化槽に流さず、適正に処理する○ 処理区域内における、集合処理施設（公共下水道等）への早期つなぎ込み○ 単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換○ 浄化槽の適正な使用や保守点検、清掃及び法定検査の受検
<p>構成町・組合の役割</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭、事業所での生活排水対策の実践の啓発、情報提供、活動支援○ 集合処理施設（公共下水道等）へのつなぎ込みの普及啓発、支援○ 単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の普及啓発、支援○ 合併処理浄化槽の設置に対する助成、支援○ 浄化槽の適正な使用や保守点検、清掃及び法定点検の受検の啓発、指導○ 浄化槽汚泥、くみ取り槽からのし尿の収集・運搬○ し尿、浄化槽汚泥の適正な処理・処分○ し尿処理施設の運営と適正な維持管理

3. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見通し

1) 将来人口の推計

将来人口については、構成町の上位計画等との整合性を考慮し、各町で策定している「人口ビジョン」における将来人口の推計を採用するものとします。西臼杵郡における将来人口の推計を表4-3-1に示します。

西臼杵郡の人口は、今後も減少してく見込みであり、令和3年度の18,928人から令和19年度には、約15,300人に減少することが見込まれています。

表 4-3-1 将来人口の推計

年度	令和3	令和9	令和14	令和19
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口(人)	18,928	17,072	16,105	15,325

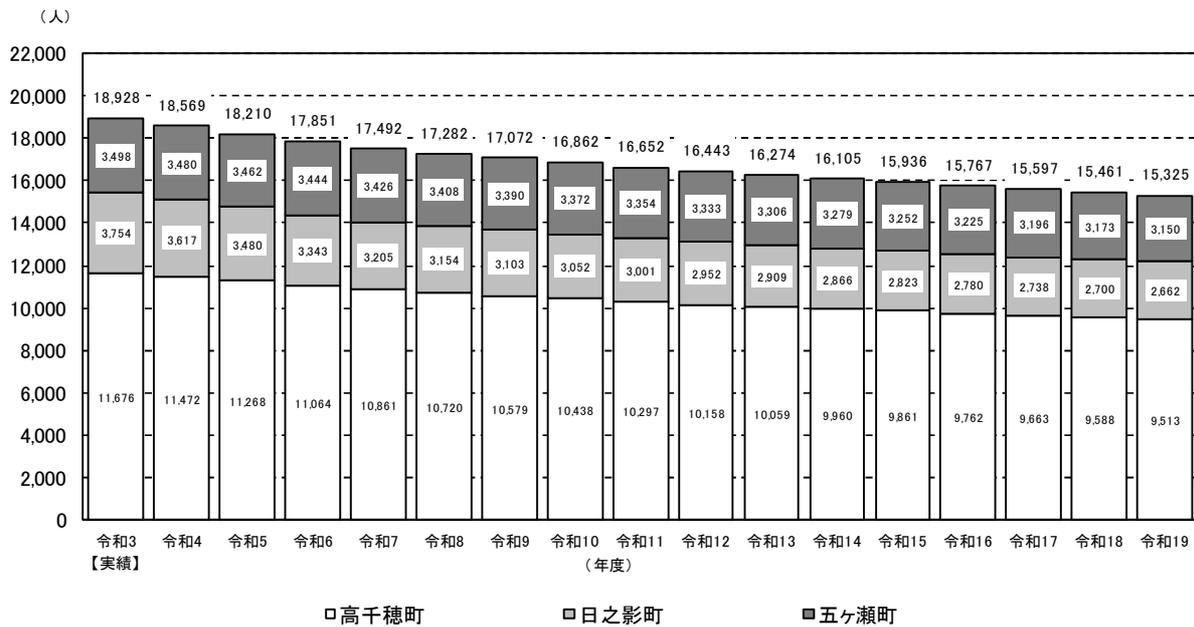


図 4-3-1 将来人口の推計

2) 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の推計

生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計を表 4-3-2 に示します。

表 4-3-2 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計（西臼杵郡）

		単位	令和3 実績	令和9 中間目標	令和14 中間目標	令和19 計画目標	
行政区域内人口		人	18,928	17,072	16,105	15,325	
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口	人	18,928	17,072	16,105	15,325	
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	15,596	14,324	13,734	13,282	
	下水道人口	人	3,624	3,249	3,156	3,065	
	農業集落排水施設人口	人	233	245	229	189	
	合併処理浄化槽人口	人	11,739	10,830	10,349	10,028	
	コミュニティ・プラント人口	人	—	—	—	—	
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,074	966	911	867	
	非水洗化人口	人	2,258	1,782	1,460	1,176	
	し尿収集人口	人	2,258	1,782	1,460	1,176	
	自家処理人口	人	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0		
汚水衛生処理率		—	82.4%	83.9%	85.3%	86.7%	
収集量	年間量	し尿	kℓ/年	2,972	2,809	2,435	2,025
		合併処理浄化槽汚泥		7,908	7,725	8,136	8,684
		単独処理浄化槽汚泥		1,408	1,622	1,793	1,954
		農業集落排水施設汚泥		85	97	99	88
		合計		12,372	12,253	12,463	12,751
	1日量	し尿	kℓ/年	8.1	7.7	6.7	5.5
		合併処理浄化槽汚泥		21.6	21.1	22.3	23.8
		単独処理浄化槽汚泥		3.8	4.4	4.9	5.4
		農業集落排水施設汚泥		0.2	0.3	0.3	0.2
		合計		33.7	33.5	34.2	34.9
	原単位	し尿	ℓ/人・日	3.61	4.31	4.57	4.72
		合併処理浄化槽汚泥		1.85	1.95	2.15	2.37
		単独処理浄化槽汚泥		3.59	4.59	5.39	6.17
		農業集落排水施設汚泥		0.99	1.08	1.18	1.28

※1) 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水未処理人口(人) ÷ 行政区域内人口(人)

※2) し尿原単位(ℓ/人・日) = 年間し尿量(kℓ/年) ÷ し尿収集人口(人) ÷ 年間日数

※3) 合併処理浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間合併処理浄化槽汚泥量(kℓ/年) ÷ 合併処理浄化槽人口(人) ÷ 年間日数

※4) 単独処理浄化槽汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間単独処理浄化槽汚泥量(kℓ/年) ÷ 単独処理浄化槽人口(人) ÷ 年間日数

※5) 農業集落排水施設汚泥原単位(ℓ/人・日) = 年間集落排水汚泥(kℓ/年) ÷ 農業集落排水施設人口(人) ÷ 年間日数

第4節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

集合処理施設（公共下水道等）の利用推進、及び合併処理浄化槽への転換の促進を図り、生活排水を適正に処理することを目標とします。計画目標年次に至るまでの汚水衛生処理率と人口数の見込みを以下に示します。

表 4-4-1 汚水衛生処理率の見込み

年度	令和 3	令和 9	令和 14	令和 19
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
汚水衛生処理率	82.4%	83.9%	85.3%	86.7%

（用語の定義）

- ・汚水衛生処理率 : 地域の住民基本台帳人口に対して、生活排水が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合をいい、「生活排水処理率」と同様の指標となるものです。

表 4-4-2 汚水衛生処理人口の見込み

年度	令和 3	令和 9	令和 14	令和 19
	実績	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口(人)	18,928	17,072	16,105	15,325
計画処理区域内人口(人)	18,928	17,072	16,105	15,325
汚水衛生処理人口(人)	15,596	14,324	13,734	13,282
汚水衛生未処理人口(人)	3,332	2,748	2,371	2,043

※1) 汚水衛生処理人口(人) = 下水道人口(人) + 農業集落排水施設人口(人) + 合併処理浄化槽人口(人)

※2) 汚水衛生未処理人口(人) = 単独処理浄化槽人口(人) + し尿収集人口(人)

2) 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、公共下水道及び農業集落排水施設で処理する集合処理区域、及び合併処理浄化槽で処理する個別処理区域とします。

【集合処理区域】

- 公共下水道や農業集落排水施設の処理区域は、各町が定めた公共下水道や農業集落排水施設の事業計画に基づく区域とします。

【個別処理区域】

- 合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道処理区域外や農業集落排水処理区域外の地域とします。

3) 生活排水処理施設の整備計画

集合処理区域において、各町の公共下水道及び農業集落排水施設は整備を完了しています。個別処理区域では、構成町と本組合が連携し、生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。

4) 生活排水処理施設の普及促進の取り組み

生活排水処理施設の普及促進に向けた取り組みを以下に示します。

公共下水道や農業集落排水施設の利用促進

構成町と本組合が連携し、高千穂町（一部地域）における下水道処理区域の公共下水道及び日之影町（一部地域）における処理区域の農業集落排水施設への未接続となっている各家庭における早期つなぎ込みの促進を図っていきます。

合併処理浄化槽の整備促進

構成町と本組合が連携し、合併処理浄化槽の役割や意義を説明するとともに、住民が受けられる助成制度について周知していきます。また、公共下水道及び農業集落排水の処理区域外の地域については、「浄化槽市町村整備推進事業（環境省）」及び「浄化槽設置整備事業（環境省）」等を活用し、単独処理浄化槽やくみ取り槽から、生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。

2. し尿等の処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 基本方針

収集・運搬の計画区域は、西臼杵郡（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）全域とします。

(2) 収集・運搬の取り組み

収集・運搬体制の維持

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、安定かつ継続した収集・運搬を行うため、将来的にも許可業者により行っていきます。

収集許可業者への指導

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行う許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的かつ効率的に行う指導を徹底していきます。

し尿処理施設への負荷の低減

し尿処理施設へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の時期的な偏りが、施設の負荷増大を招いています。このことから、特に時期的な偏りのある浄化槽汚泥の搬入量を平準化するため、農業集落排水処理施設からの汚泥の搬入及び浄化槽の清掃で生じる汚泥の搬入に関して調整を行い、し尿処理施設への搬入量の平準化を図っていきます。

2) 処理・処分計画

(1) 基本方針

収集・運搬された、し尿及び浄化槽汚泥の安定かつ適正な処理・処分に努めます。

(2) 中間処理・最終処分の取り組み

し尿処理施設での適正処理

人口数の減少が見込まれるなか、今後はくみ取り槽の家庭等も減少して、し尿の収集量は減少していくものと考えられます。一方で、し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽を設置する家庭等の割合は増加していくとともに、浄化槽の維持管理が法令どおりに適切に行われることになることで、浄化槽汚泥は増加していくことが見込まれます。

し尿・浄化槽汚泥の処理処分

今後も引き続き、西臼杵郡（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）で収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、西臼杵衛生センター（し尿処理施設）で広域的に処理・処分を行っていきます。また、処理に伴い発生する凝集汚泥は、農地還元を念頭に焼却量及び焼却に係る経費の削減に努めていきます。

し尿処理施設の整備

老朽化する西臼杵衛生センター（し尿処理施設）に関しては、広域的な処理の継続と現状におけるし尿及び浄化槽汚泥の施設への搬入状況の変化を踏まえて、今後の中長期的に持続可能な事業運営を行うため、集合処理施設との共同化も念頭に、し尿処理施設の在り方や施設整備に関しての具体的な検討を進め、計画的に施設整備を図っていきます。

3) 排出抑制計画

(1) 基本方針

住民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれが役割と責任を果たしながら汚濁負荷削減の取り組みを図っていきます。

(2) 排出抑制の取り組み

家庭、事業所での生活排水対策の実践

住民や事業者の生活排水対策に対する意識の向上を図り、生活排水の発生源である家庭や事業所で出来る取り組みについての情報提供や、自主的な取り組みを実践していくよう啓発していきます。

【家庭等での生活排水対策の工夫】

- ・調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- ・調理くずや食べ残しが流れてしまわないように、水切り袋などを使いましょう。
- ・食器や鍋の油污れは紙などで拭き取ってから洗いましょう。
- ・米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- ・油は流さず使い切る工夫をしましょう。
- ・油をやむを得ず捨てる場合には、古新聞などにしみこませて、ごみと一緒に捨てましょう。
- ・トイレは、使用後に汚れが進まないように頻繁に掃除しましょう。
- ・入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- ・歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽については、適正な維持管理が行われないと、処理水質の悪化を招いたりします。浄化槽の適正な維持管理を行うために、保守点検、清掃及び法定検査が浄化槽法によって浄化槽管理者に義務付けされています。

【浄化槽管理者に義務化された維持管理】

- ・保守点検（浄化槽の種類や処理方式によって定められた回数）
- ・清掃（年1回以上）
- ・法定検査（年1回）

構成町と本組合が連携し、法定検査の未受検者に対する受検指導や適切な維持管理のための十分な情報提供、啓発活動に努めます。

3. その他

1) 住民・事業者に対する広報・啓発活動

環境学習の推進

構成町と本組合が連携し、水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川等の清掃活動に取り組むことで水環境の保全意識の向上を図ります。また、施設の見学会、学習会等を行い、集合処理施設（公共下水道等）、合併処理浄化槽の役割・利用の意義を啓発するとともに、環境保全や発生源における生活排水対策の大切さについて学習する機会を提供していきます。

広報・啓発活動の推進

構成町と本組合が連携し、広報・啓発用の回覧、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や集合処理施設（公共下水道等）及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的に情報を発信します。また、汚濁負荷の削減について家庭、事業者が出来る生活排水対策について周知を図り、自主的な取り組みを促します。

浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう情報提供、啓発活動に努めます。

2) 災害廃棄物の処理処分

処理体制の維持

大規模災害等の発生時は、平常時と同様に許可業者による収集・運搬、処理・処分を本組合で行います。災害の発生時には、収集運搬車両やし尿処理施設の被災状況を確認のうえ、必要に応じて県や近隣市町村、又は民間業者に協力を求め、衛生的かつ円滑に安定したし尿等の処理・処分を行います。

県・近隣市町等との協力

本組合での対応が困難な場合には、し尿等の収集・運搬、処理・処分に関して県や近隣市町村、又は民間業者に協力を求め、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物の処理処分について、構成町と本組合における基本的な役割とルールを定め、具体的な対応を実践するために「災害廃棄物処理計画」を策定し、必要に応じて計画の見直し及び対策の改善を図っていきます。

